# ν カナダ

# 1. 個人情報保護法制について

# (1) 個人情報保護法制の概要

#### ①概要

カナダは、10 州と3準州からなる連邦国家であり、立法権も連邦と州に二元化されているが、個人情報保護関連法規もその例外ではなく、連邦及び各州がそれぞれ個人情報保護 法を制定している。

そこで、「カナダの個人情報保護法制」について論じる場合には、連邦及び各州について 個別に検討することが必要であるが、本報告においては主として連邦法についてのみ検討 を加えることとする。これは、紙幅の問題もさることながら、政府部門に係る個人情報保 護法については、連邦法と各州法の差異が相対的に小さいこと、さらには、カナダの連邦 制がアメリカ合衆国のそれとはかなりに異なる構造を有しており、結果として民間部門に 係る個人情報保護法については、連邦法が多くの州にも適用されることとなってことによ る。

現在の連邦国家カナダは、イギリス及びフランスの北米植民地に由来するが、これらの植民地をはじめて統合し、「カナダ」を生み出したのは、1867年の英国議会法である British North America Act (1982年憲法により 1867年憲法法と改名されている。以下 1867年 BNA 法という。)であった。同法は、オンタリオ、ケベック、ニュー・ブランズウィック、ノバ・スコシアの4植民地を統合し、それぞれを州(province)とする連邦国家・カナダ自治領(Dominion of Canada)を形成した。しかしながらここで重要なのは、隣国アメリカ合衆国が、13の独立国家(state)の存在を前提としてその権限の一部を連邦に授権するという方法で連邦を構成したのに対して、1867年 BNA 法は、逆に連邦権限から州権限を切り出すという方法で連邦を構成したことである。たとえば立法権についてみると、アメリ合衆国憲法は、その第1編第8条に18項目にわたる連邦議会の立法権限を列挙する一方で、修正第10条で州に一般的な立法権が留保されることを定めている。これに対してカナダの1867年 BNA 法は、その91条から95条において連邦のみならず州議会の立法権限を具体的に規定し、かつ91条では、「カナダの治安、秩序及び良き統治」(Peace, Order and good Government of Canada)のために、連邦議会に州の専属立法管轄に属するとされた事項以外について一般的な立法権を留保しているのである。

そこで個人情報保護法制についてみると、これは州の専属立法管轄に属していない。そこで、カナダにおいては、連邦及び各州がそれぞれの法域において個人情報保護法を制定できると同時に、連邦は、州内事項についても適用される個人情報保護法を制定できるこ

ととなっているのである。

こうした特殊な連邦制構造の結果、カナダの個人情報保護法は、次のようなやや複雑な構造を有している。

第1に、公的部門規制法と民間部門規制法が分離されている。連邦の個人情報保護に関する一般法には、公的部門に係るプライバシー法(Privacy Act)と民間部門に係る個人情報保護及び電子文書法(Personal Information Protection and Electronic Documents Act)がある。

第2に、公的部門規制法については、連邦法と州法が分離されている。上記の連邦プライバシー法とは別に、10州すべてに同様の法律が存在する。

第3に、民間部門については、連邦の個人情報保護及び電子文書法が州内取引にも適用される。ただし、各州が連邦法と「実質的に同様の」(substantially similar) 立法を行った場合においては、連邦法の適用から除外され、州法が適用されるという構造をとる。現在、この「実質的に同様」の認定を受けているのは、4州の4法である。

以上から、以下においては、主として連邦法について概観することとし、州法について は必要に応じて言及するにとどめることとする<sup>1</sup>。

#### ②連邦法の展開

上述のように、カナダは 1867 年 BNA 法によって形成された連邦国家であるが、同法はカナダからみれば、自らの権限でこれを改正できない一種の硬性憲法と機能してきた。しかしながら、同法はいわゆる人権規定を有さないことから、カナダは、長い間、憲法上の人権規定を有しない国であった。これに対して、カナダ史上はじめての硬性の憲法上の人権規定として導入されたのが、1982 年憲法の第1章たるカナダ自由権利憲章 (Canadian Charter of Rights and Freedoms) である。

このカナダ自由権利章典は、その人権カタログ中に明文で「プライバシー権」や「知る権利」を盛り込むことはしなかった。むしろ個人情報保護や情報公開といった具体的な制度を必要とする「人権」ないし「権利」保障については、議会制定法による法整備が指向されたといってよい。このようにして、同じく1982年、連邦議会は、プライバシー法(Privacy Act.)と情報へのアクセス法(Access to Information Act)を制定し、連邦政府機関を対象とする個人情報保護と情報公開に係る諸権利と制度を実定法化したのである。

ところで、このプライバシー法は、連邦政府機関のみを対象とする個人情報保護法であり、民間部門を対象とする法制定の必要性が残存したが、カナダにおいては、当初、包括的な立法ではなく、いわゆる業法によって個別の業界を部分的に規制するという方法がとられてきた。例えば、1991年の連邦法である銀行法(Bank Act)などがその典型である。しかし、連邦議会は、2000年に包括的な民間部門における個人情報保護法として、個人情報保護及び電子文書法(Personal Information Protection and Electronic Documdents

#### Act)を制定するに至った。

# ③現在のカナダ法制度の全体構造

以上を前提に、現在のカナダの個人情報保護法制を概観すると、まずア)連邦法とイ)州法、 という視点から分類できるほか、一般法と個別法、公的部門規制法と民間部門規制法の別 の観点からも分類することができる。以下では、連邦法及び州法それぞれについて、残余 の視点を入れて、概要を示す。

#### ア)連邦法

既に述べたように、連邦には、個人情報保護に関する一般法として、公的部門に係るプライバシー法(Privacy Act)と民間部門に係る個人情報保護及び電子文書法(Personal Information Protection and Electronic Documents Act)がある。

このうちプライバシー法は、連邦政府機関のみを規制しており、各州政府機関について は各州法の定めるとことによる。

これに対して、個人情報保護及び電子文書法は、次のように段階的に適用範囲を拡大してきた。すなわち、第1段階(2001年1月1日以降)においては、連邦法によって規制されている民間部門(銀行、電話、航空、鉄道、州間運輸など)の顧客と従業員の個人情報及び州を超えて個人情報を開示する組織が対象であったが、第2段階(2002年1月1日以降)では、第1段階で適用を受けている組織が収集、利用又は開示する個人の健康情報にも適用が拡大され、第3段階(2004年1月1日以降)では、州内で商業活動を行う組織(連邦規制を受けているかどうかを問わない)のすべてが対象とされている。ただし、第3段階においても、州が同法と「実質的に同様の」(substantially similar)立法を行った場合においては、当該州内取引については同法の適用が排除され、州法が適用される。

プライバシー法も個人情報保護及び電子文書法も、「識別可能な個人に関する情報」を保護対象とするものであり、この点で、1980年のOECDガイドラインと方向を同じくする(プライバシー法はその名称にかかわらず、プライバシー保護一般を目的とせず、「政府機関が保有する個人情報に関し当該個人のプライバシーを保護し、また、当該情報につき当該個人にアクセス権を認める既存のカナダ法を拡張することを目的とする」(2条)という形で、プライバシーと個人情報保護を接合する)。具体的な個人情報保護制度の構築についても、OECD8原則と同一の方向性をもつが、個人情報保護及び電子文書法においては、その具体的基準につき同法に先行したカナダ規格協会の「個人情報保護に関するモデルコード」(CAN/CSA-Q830-96)を同法中に取り込むという特殊な方法を採用している。

なお、個別法としては銀行法(Bank Act)等の業法規制が認められる。

#### イ)州法

各州の状況は様々であるが、公的部門については 10 州及び 3 準州のすべてについて個人情報保護立法が存在する。他方で、民間部門については、4 法のみが連邦の個人情報保護及び電子文書法と「実質的に同様」とされており、残余の部分については、同法の規制が及ぶこととなっている。この 4 法とは、オンタリオ州の「個人健康情報保護法」(Personal Health Information Protection Act, 2004)、アルバータ州の「個人情報保護法」(Personal Information Protection Act)、ブリティッシュ・コロンビア州の「個人情報保護法」(Personal Information Protection Act)、ケベック州の「民間セクターにおける個人情報保護に関する法律」(An Act Respecting the Protection of Personal Information in the Private Sector)である。また個別法については、ほとんどの州で消費者信用報告法が制定されているのが特徴的である。

# (2)連邦プライバシー法の概要

# ①プライバシー法の基本理念

プライバシー法の基本理念を考えるにつき、もっとも重要なのは、当初からそれが情報へのアクセス法の対法として制定されているということである。この2法は、そもそも「情報へのアクセス法及びプライバシー法を制定し連邦裁判所法及びその他の関連法を改正する法律」(An Act to enact the Access to Information Act and Pricay Act, to amend the Federal Court Act, and to amend certain other acts in consequence thereof)という1つの法律の別表1及び2として制定されたものであり、一体としてでなければ理解できない部分が多い。そこで、本報告でも必要に応じて情報へのアクセス法にも言及することとする。

プライバシー法は、まずその2条において、①政府機関の保有する個人情報にかかわる プライバシーの保護と、②データ主体本人による政府保有情報へのアクセスの確保をその 制定目的として規定する。

この目的を実現するために、プライバシー法は、①政府保有個人情報(電算化情報及び非電算化情報の双方を含む)を本人の同意なく第三者へ開示することを原則的に禁止するとともに、②本人の自己情報開示請求権、③本人の自己情報訂正請求権、及び、④訂正が認められなかった場合に、訂正請求の事実を当該情報に付記せしめる権利を明定し、さらにプライバシー法の運用全般に責任を負う機関としてプライバシー・コミッショナー(Privacy Commissioner)の設置を定めている。

# ②個人情報

3条は、個人情報を「その形態のいかんを問わず、識別可能(identifiable)な個人に関

する情報」であると定義し、a~i 号において9つのタイプを列挙するが、その後に続くj~m号では、特定の条項(とりわけ、情報へのアクセス法 19条)とのかかわりで個人情報として取り扱われない情報の種類がネガティブ・リストの形で列挙されている。

またプライバシー法は、政府機関の長に対し、その管理する個人情報を原則として個人情報バンク(Personal Information Banks)に登録するとともに、かかるデータバンクの概要を示す情報を一般に公開しておくことを要求する(10条)。さらに、政府機関の管理下にある情報で個人情報バンクに登録されていないものについては、そのすべての種類を公開しておかねばならない(11条)。これにより、開示請求者は、求める個人情報がどこに存在するかを比較的容易に知ることができ、また政府が秘密にしようとする情報のカテゴリーを知ることができる。

# ③収集制限及び目的外利用の禁止

プライバシー法は、政府機関による個人情報の収集を当該機関の活動に直接関係する範囲でのみ許容するとともに(4条)、情報収集は可能な限り本人からなされることを求め(5条)、さらに一旦収集された情報については、その目的外利用を禁止している(7条)。

#### 4)情報開示等

政府機関の保有する個人情報は、本人の同意がない限り、第三者に開示されてはならず  $(8\,\$)$ 、他方データ主体本人に対しては、その求めによって開示される  $(12\,\$1\,\cap{12})$  のが 原則である。さらにプライバシー法は、本人が政府保有情報に誤謬や脱漏があると考えた 場合には当該情報の訂正を請求し  $(12\,\$2\,\cap{12})$ 、訂正がなされなかった場合には、訂正 の請求があった事実を当該情報に付記すべきことを求める権利  $(12\,\$2\,\cap{12})$  を法認して いる。また、訂正及び付記については、過去2年以内になされた情報開示先への通知を義務づけるとともに、過去に行政機関に開示された情報の複写が存在する場合には、これら についても訂正又は付記を行うべきことを求めている  $(12\,\$2\,\cap{12})$ 。

ただし、本人の同意なく個人情報を開示してはならないという原則については、この原則を定める8条自体が、その例外となる13の場合を規定していることに注意しておかなければならない。これらのうち最も問題となるのは、情報へのアクセス法の要請とプライバシー法の要請とが対立した場合のガイドラインを定める同条2項(m)(i)~(ii)の規定である。

#### ⑤請求権者

プライバシー法のもとで、自己に関する政府保有個人情報の開示を請求できるのは、カナダ国民及び1976年移民法によって永住権を認められた者に限られる。

## 6請求手続

個人情報へのアクセス請求は、当該情報が登録されている個人情報バンクを管理する政 府機関に対して、個人情報バンクを特定して行うことが必要である。請求を受けた政府機 関は、原則として 30 日以内にアクセスを認めるか否かを決定し請求者に通知しなければな らない。

#### (7)適用除外

アクセス請求に対する適用除外は、情報へのアクセス法とほぼ同様の構造となっている。 すなわち、プライバシー法はまず同法自体の適用が排除される一般的適用除外 (exclusion) を定めるが、このカテゴリーに含まれるものとして、①国民のためのレファレンス又は展 示用に作成・取得・保存された国立図書館・国立博物館等の収蔵資料、②政府機関以外に より、又は政府機関以外のために国立図書館等に寄託された資料(以上 69 条)及び、③枢 密院(Queen's Privy Council for Canada; 実体としては内閣と理解してよい)の機密文書 (70 条)がある。

第二のカテゴリーは、個別的適用除外(exemption)である。これらは、情報開示を請求された政府機関が義務として開示を拒否しなければならない命令的個別適用除外と、政府機関の裁量により開示を拒否できる裁量的個別適用除外に区分される。

命令的個別適用除外については、①外国政府又は外国政府機関、②国際機関、③州政府 又はその機関、④州政府によって設置された地方公共団体から秘密を条件として取得した 個人情報(19条1項)、連邦騎馬警察が州又は地方公共団体のための警察活動中に取得した 個人情報で、当該州又は地方公共団体の要請に基づきカナダ政府が非開示としたもの(22 条2項)、第三者の個人情報を含む情報で当該第三者の同意が得られないもの(26条ただし 書き)がある。

これに対して、裁量的個別適用除外に関しては、19条1項対象個人情報に開示許可条項がある場合(同2項)、連邦州間問題に関する個人情報(20条)、国際関係又は国防に関する個人情報(21条)、法執行や犯罪捜査に関する個人情報(22条1項j)、公安審査に係る個人情報(23条)、受刑者から刑務所等の施設に開示請求がなされた個人情報(24条)、個人の安全を脅かす個人情報(25条)、第三者情報を含む個人情報(26条。第三者同意が得られない場合は命令的個別適用除外となる。)、弁護士の依頼人に関する特権により保護される個人情報(27条)、医療情報(28条)がある。

さらにプライバシー法は、上述の情報単位での適用除外を定めるほかに、個人情報バンク自体を包括的に適用除外の対象とする措置についても規定している。すなわち、18条は、21条及び22条に規定する事項(国際問題の処理、カナダ及び同盟国の防衛又は破壊活動の

防止・摘発を阻害するおそれのある情報や犯罪捜査情報等)にかかる情報をもっぱら内容とする個人情報バンクそのものを「適用除外バンク」として指定し、当該バンクに含まれる情報については、そのことをもって開示を拒否できるとしているのである。

なお、情報へのアクセス法のもとでは命令的個別適用除外の対象となる個人情報(情報へのアクセス法 19条)が、プライバシー法においては、当然のことながら、原則として本人に対して開示される情報となるが、このことは第三者に開示されない情報となっていることには再度留意しておくことが必要である(8条及び 26条)。

#### (8)監視機関及び紛争処理手続

プライバシー法と情報へのアクセス法は、救済機関と救済手続について、ほぼ同一のシステムを採用している。すなわち、両法はその運用に包括的責任を有し、かつ、法執行における第一次的紛争処理機関としてプライバシー・コミッショナー(Privacy Commissioner)とインフォメーション・コミッショナー(Information Commissioner)というオンブズマン職をそれぞれ創設し、司法裁判所による救済を第二次的なものとしている(不服申立前置)のである。したがって、政府保有個人情報をめぐる紛争当事者は、まず最初にプライバシー・コミッショナーに不服申立を行ってその救済を待ち、ここで救済が得られない場合に限って、司法的救済を求めることになる。ただし、司法裁判所に出訴できるのは、開示拒否の場合に限定されている。

ところで両コミッショナーの権限はオンブズマンのそれであるにとどまり、司法裁判所 が有するような、政府機関に情報開示を強制する命令権は与えられていない。もっともこ こで留意すべきは、プライバシー・コミッショナーは「単なる不服申立受理機関」ではな いという点である。イギリス法の伝統をひくカナダでは、法執行機関や紛争処理機関が極 めて多元化されているが、オンブズマン職を活用するのもその伝統の一部である。カナダ におけるオンブズマンは、一般に政府から独立した独任制の公務員であり、議会に対して 責任を負い、所管事項についての不服申立を受けて調査を行い関係機関に勧告を発する権 限を有する点では、多くの他国のオンブズマンと類似しているが、しばしばそれを超えた 権限が付与される点に特徴がある。プライバシー・コミッショナーもその典型例である。 具体的には、まず、プライバシー法上の権利侵害に係る市民からの不服申立について調査 を行い (強制調査権を有する)、勧告ベースで紛争解決を図ることがその権限であるが、そ れに加えて、プライバシー法の運用(換言すれば政府の個人情報処理)を監視し、市民か らの不服申立がなくとも自己付託によって調査を開始することが可能であり、さらに関係 機関への勧告によっても紛争が解決しない場合には、自らのイニシャティヴで司法裁判所 に訴訟を提起することや訴訟参加者(Intervener)として第三者の訴訟に参加する権限をも 認められている。また、プライバシーや個人情報保護をめぐる諸問題-たとえば新規立法 -について、公的に発言することもその職務の一部とされている。

このようにして、プライバシー・コミッショナーは、プライバシー法の運用にとって必 須の中核機関であるということができるが、その詳細については、後述する。

# (3) 個人情報保護及び電子文書法の概要

# ①法律の名称と構造

上記のプライバシー法は、連邦政府機関のみをその対象としているが、カナダでも高度情報化の進展に伴い、民間部門に係る包括的個人情報保護法が制定されるに至った。この個人情報保護及び電子文書法は、その名称から明らかなように、前半部分が個人情報保護法であり、後半部分が電子文書法となっているが、この法構成自体が同法がコンピュータと通信の結合という形での高度情報化の発展、典型的には電子商取引の発展等、を背景としていることをよく示している。

以下では、個人情報保護及び電子文書法の条文に即して、その規定内容を概観する。

# ②目的

個人情報保護及び電子文書法(以下「法」)3条は、「プライバシー権」と「諸組織が個人情報を収集、利用及び開示するにつき、合理的人間が当該状況に照らして妥当と認める必要性」のバランスをとって、「個人情報の収集、利用及び開示」を規律する準則を定めることを目的とする。このことは、必ずしもプライバシー保護に優越的な目的性を認めていないことを意味する。

## ③適用対象

法4条1項は、商業活動(commercial activities)の過程で個人情報を収集、利用又は開示するすべての組織(organization)及び連邦レベルで活動、事業又はビジネスを行うにつきその従業員の個人情報を収集、利用又は開示するすべての組織が適用対象となることを規定する。

なお、プライバシー法は、個人情報バンク(Personal Data Bank)と呼ばれる個人情報管理・登録システムを規定しているが、本法はこの仕組みを採用せず、個人情報取扱者の政府登録・届出制度は不在である。

#### 4適用除外

法は大別して2種の適用除外を規定する。まず第1は、同法全体にかかる適用除外(2条及び4条2項)である。これには、属人的適用除外として(1)プライバシー法が適用される政府機関、(2)個人情報を私的なあるいは家庭内の目的をもって収集、利用又は開示するにすぎない個人、(3)報道(journalistic)、芸術(artistic)又は文学(literary)の目的をもって個人情報を収集、利用又は開示するにすぎない組織の3種(以上、4条2項)と、対物的適用除外として(4)ある組織の従業員についての、氏名、職位、勤務先住所、電話番号(2条)がある。

第2に、個人情報の収集や利用に関する本人への告知・同意原則が排除されるという形での適用除外(4条及び7条)がある。このうち第4条の規定は、カナダ証拠法(Canada Evidence Act)との関係におけるやや特殊なものであるが、第7条は、企業活動のプロセスにおける具体的な適評除外を定めた者として重要である。具体的には、(1)情報収集段階における同意原則の排除、(2)情報利用段階における同意原則の排除、(3)情報開示段階における同意原則の排除の3種がある。これらは、後述する法別表に組み込まれたカナダ規格協会(Canadian Standard Association)の「個人情報保護に関するモデルコード」の明示的適用除外となっている。次に第7条の例外を示す。

1項:別表1の4.3との関係で告知・同意を得る必要なく収集できる個人情報

- (a) 当該個人方法の収集が明らかに当該個人の利益となり、かつ、適時の同意を得ることができない場合
- (b) 告知・同意の下での個人情報収集が、その利用可能性や正確性を害すると考えることが 合理的である場合であり、かつ、当該個人情報収集の目的が契約違反又はカナダ法やその 州法違反の調査に関連している場合
- (c) 収集が報道、芸術又は文学の目的のみをもっている場合
- (d) 当該情報が公開されており規則で指定されている場合
- (e) 当該収集が開示を目的としており
  - (i) 3項(c.1)(i)又は (d)(ii)に基づく場合、又は
  - (ii) 法令による場合

2項:別表1の4.3との関係で告知・同意を得る必要なく利用できる個人情報

- (a) 組織が、その活動の過程において、現に行われ又は現に行われかかっているカナダ、その州又は外国の法違反の調査に有用であろうと信ずる合理的な根拠が存在すると気づいた情報であり、かつ、当該違反の調査に目的に用いられるもの
- (b) 個人の生命、健康又は安全を脅かす緊急事態に関する活動の目的をもって利用する場合 (c) 統計、学術研究又は調査に用いられるものであって、当該情報利用なしには目的が達成 されず、利用方法において秘密保持がなされ、同意を得ることが実務上不可能であり、か つプライバシー・コミッショナーの事前の同意を得た個人情報

- (c.1) 当該情報が公開されており規則で指定されている場合
- (d) 第1項(a), (b) 又は (e)の下で収集された情報.

3項:別表1の4.3との関係で告知・同意を得る必要なく開示できる個人情報

- (a) 当該組織を代理するケベック州においては弁護士及び公証人、他の州においては法廷弁 護士及び事務弁護士に対する場合
- (b) 個人又は組織による債務の回収の場合
- (c) 個人情報の作成を命じる召喚状又は令状又は裁判所に従う必要のある場合、裁判所又は 権限を有する自然人もしくは法人の同様の命令に従う必要のある場合、又は記録の作成に 関する裁判所の規則に従う必要のある場合
- (c.1) 政府機関又はその部局が当該個人情報を要求した場合であって、当該機関がその個人情報を得る法律上の権限を明示し、かつ、次の事柄のいずれかを明示した場合
  - (i) 政府機関が、当該個人情報はカナダの国家安全保障、防衛又は国際関係に関連すると の疑いをもっていること
  - (ii) 当該開示要求の目的が、カナダ、その州又は外国の法執行、それらの法執行に関する 捜査につながり、又はそれらの法執行目的のための諜報的情報収集であること
  - (iii) 当該開示要求の目的がカナダ又はその州の法運用であること
- (c.2) マネーロンダリング法7条等に規定される政府機関に対する開示
- (d) 組織が自発的に捜査機関、政府機関又はその部局に情報を開示する場合であって、当該 組織が
  - (i) 当該情報は、現に行われ又は現に行われかかっているカナダ、その州又は外国の法違 反の調査に有用であろうと信ずる合理的な根拠が存在するか
  - (ii) 当該情報は、カナダの国家安全保障、防衛又は国際関係に関連するとの疑いをもって いる場合
- (e) ある個人がその生命、健康又は安全を脅かす緊急事態のために個人情報を必要としている場合。ただし当該個人情報の本人が生存している場合には、当該個人に対して組織が遅滞なく開示の事実を通知しなければならない
- (f) 統計、学術研究又は調査に用いられるものであって、当該情報開示なしには目的が達成されず、利用方法において秘密保持がなされ、同意を得ることが実務上不可能であり、かつプライバシー・コミッショナーの事前の同意を得た個人情報
- (g) 歴史的又は史料的に重要な記録を保存する機能を有する機関に対する開示であって、当該開示が保存である場合
- (h) 次の期間後に行われる場合
  - (i) 当該個人情報を含む記録が作成されて 100 年が経過し、かつ
  - (ii) 当該個人情報の本人の死後 25 年が経過した場合
- (h.1) 当該個人情報が公開されており規則で指定されている場合

(h.2) 調査機関による開示であって、当該開示が契約、カナダ又はその州の法律違反の調査 目的にとって合理的である場合

## (i) 法令による場合

第4項:別表1の4.5との関係で告知・同意を得る必要なく目的外利用できる個人情報 第2項に定めるもの

第 5 項:別表 1 の 4.5 との関係で告知・同意を得る必要なく目的外開示できる個人情報 第 3 項(a)  $\sim$  (h.2)に定めるもの

なお、特に情報収集段階では、専ら報道(journalistic)、芸術(artistic)、文学(literary)の目的をもってなされる情報収集について適用除外が定められているが(7条1項(c))、この結果、いわゆる「報道規制」については、主体レベルで適用が除外がなされ、かつ、情報収集に関する本人への告知・同意原則も除外がなされるという2段階構成をとっていることになる。

# ⑤個人情報保護の方式-OECD1980 年ガイドラインとの関係

5条3項は、個人情報保護の基本原則として、「個々の状況に照らして、合理的人間にとって適切である目的のためにのみ、個人情報を収集し、利用し及び開示することができる」旨を規定し、さらに8条で、個人情報の収集理由の開示、保有情報の開示及び訂正につき規定することで、OECD ガイドラインを実定法化している。

ただし、その具体的な規定方法は、やや特殊なものとなっている。そもそもカナダでは、カナダ規格協会(Canadian Standard Association)が定めた「個人情報保護に関するモデルコード」(JIS に相当)が、1996年に国家規格となっているが、これは、OECD 8 原則に対応する 10 原則を定めたものであった。そこで個人情報保護及び電子文書法は、この規格をその別表1に組み込み、適用対象組織にはこの規格の遵守を求めるという方法を採用しているのである。より具体的には、10 原則中の第9 原則(別表1 中の 4.9 項。)で、保有情報へのアクセスと訂正請求について規定し、8条はこの原則に基づく請求に関する手続条項という形式をとる。もとより、このことは、同法が私企業に保有される個人情報へのアクセス権と訂正請求権を否定することを意味しないが、法の本文自体に「個人の権利目録」が示されていないという点では注意を有する。また、法5条2項は、別表(すなわち CSA 規格)中の"should"という助動詞について、義務ではなく勧告を意味すると宣言している。このような立法方式は、CSA 規格自体が「技術規格」「経営規格」であって、かなりに詳細な内容を規定することを前提として、これを総体として遵守する法的義務を課しつつも、個別には努力義務にとどまるものを認めるという、ややビジネス寄りのバランスを採用し

たといえる。

なお、CSA モデルコード、換言すれば別表 1 の 10 原則の概要は以下の通りであるが、それぞれには、より詳細な下位原則や技術規定が伴っている。

# 4.1 Principle 1 - Accountability

機関が個人情報につき責任(responsible)を負うこと。責任者を置くべきこと。

# 4.2 Principle 2 - identifying Purposes

個人情報収集の目的を示すべきこと。

# 4.3 Principle 3 - Consent

個人情報を収集するに際して、告知と同意を必要とすること。

# 4.4 Principle 4 - Limiting Collection

個人情報の収集は、機関が示した目的に必要な範囲に限定されること。収集の手段が 法に適合すべきこと。

# 4.5 Principle 5 - Limiting Use, Disclosure, and Retention

個人情報は、収集の目的以外では、利用及び開示されざるべきこと。個人情報の保持は、目的実現に必要な期間に限定されるべきこと。

# 4.6 Principle 6 - Accuracy

個人情報は、目的のための必要性に照らして、正確、完全、更新されたものであるべきこと。

# 4.7 Principle 7 - Safeguards

個人情報はそのセンシティブさに照らして十分な保護措置によって守られるべきこと。

# 4.8 Principle 8 - Openness

個人情報取扱のポリシーや取扱方策についての情報について公にすること。

# 4.9 Principle 9 - Individual Access

個人に対して、当該個人の情報の存在、利用及び開示についての情報を開示し、また 当該情報へのアクセスを確保すること。また当該個人が情報の正確性及び完全性を争 い、訂正を求められるようにすること。

# 4.10 Principle 10 - Challenging Compliance

個人が、上記の原則の遵守を求めて争うことができるようにすべきこと

# ⑥監視機関·紛争処理機関

個人情報保護に係る権利救済について、個人情報保護及び電子文書法は、プライバシー法によって設置されたプライバシー・コミッショナーに対する不服申立と司法裁判所に対する訴訟の提起の2段階救済を規定しており、不服申立が前置される。立法政策としては、別のオンブズマン職を設置することも考えられないわけではないが、既に20年近くのプライバシー法運用実績があったプライバシー・コミッショナーに、所管事項を追加するとい

う方法が採用されたのは、当然の流れであったといえよう。

既に述べたように、カナダでは、司法裁判所への出訴前の行政審判機関やオンブズマンによる救済を強制することは広く一般にみられる立法政策であるが、むしろここでも、プライバシー・コミッショナーが単に不服申立処理機関ではなく、個人情報保護及び電子文書法全般についての運用責任を負う機関として位置づけられていることを強調しておきたい。とくに個人情報保護及び電子文書法との関係では、民間組織へのコンサルテーション、同法自体の評価等といった組織法的権限が付与されていることが重要である。

## ⑦第三国移転問題

個人情報の第三国移転に関しては、同法は直接の規制を置いていない。しかしこのことは、カナダが個人情報の国際流通に関心を有していないことを意味しない。周知のように、この問題は、EU が個人情報保護が Adequate Level に達していない国への情報流出を規制するとしていることが重大な背景を構成しているが、そもそもカナダでは、個人情報保護問題は既に述べたように電子取引とセットで考えられてきた経緯もあり、この点から EU との協力は重要なテーマとして把握されてきた。こうしたことから、1999 年には EU との間で Joint Statement を発表し、個人情報保護及び電子文書法の主務官庁も司法省等ではなくカナダ産業省(Industry Canada)とされてきたのである。その結果、EU Commissionからは、PIPED 法は EU Directive に照らして Adequate Level に達しているとの判断を受けるに至っている(2001 年 12 月 20 日 Decision)。

# 2. 第三者機関について

# (1) 第三者機関の実態

# ①制度の概要

上に述べたように、カナダ連邦の個人情報保護に関する監視・紛争処理機関(第三者機関)は、プライバシー・コミッショナーである。同コミッショナーは、1982年のプライバシー法によって設置されたものであり、同法と個人情報保護及び電子文書法の双方の運用に関する特定機能オンブズマンである。なお、同コミッショナーをオンブズマンと位置づけることについては、若干の議論はあり得るが、不服申立に対する判断が法的拘束力を有さないことから、一般には、オンブズマンとして理解されている。

#### ②地位と補助機関

プライバシー・コミッショナーは議会に対して責任を負う独任制の独立機関であり、公務員としての待遇は各相次官相当とされている。その活動は、プライバシー・コミッショナー庁によって補助されているが、同庁には、副コミッショナー2名(プライバシー法担当と個人情報保護及び電子文書法担当)が置かれ、さらにその下に、調査・審査部(Investigations and Inquiries Branch)、監査・評価部(Audit and Review Branch)、研究・教育・支援部(Research,Education and Outreach Branch)、渉外通信部(Communications Branch)、法サービス・政策・対議会部(Legal Services, Policy and Parliamentary Affairs Branch)、人事部(Human Resources)、総務・共同サービス部(Corporate Services)の各部が置かれている。

同庁の予算規模は、2005 年度の歳出ベースでは、12,900,000 カナダドルとなっている。なお、カナダではプライバシー法と情報へのアクセス法が対法として同時に制定されていることは前述したが、後者の第三者機関であるインフォメーション・コミッショナーがプライバシー・コミッショナーを兼ね、機能を統合することが法律上認められている(プライバシー法 55条)。これは、両者の見解が対立した場合、政府機関の現場に少なからざる混乱を生じさせることになるとの観点から導入された条項であり、実際に、1992 年の予算編成にあたっては統合が政府提案されたことがある。これは、1991 年の Bland v. Canada (National Capital Commission)、41 F.T.R. 202 (1991)事件の影響があるといわれている。

この事件は、オタワに本拠をおく有力新聞 Ottawa Citizen 紙が、都市開発の利権をめぐる黒い噂の調査に際して、情報へのアクセス法に基づき、テナントの氏名や住居賃貸料等を記載した関連資料の開示を所管庁である NCC に求めたところ、NCC がテナントのプライバシー保護を理由に請求を拒否したため、これを不服とした新聞社が提起したものであ

る。問題は、コミッショナーの動向であったが、インフォメーション・コミッショナーは 新聞社側、プライバシー・コミッショナーは NCC 側ついて訴訟参加したのであった。

しかしながら、この統合提案は今日まで実現していない。それにはいくつかの理由が考えられるが、一つには、カナダのオンブズマンは、その設置法との関係での「傾向性」が認められることがある。この点については、後述する。

#### ③役割と職権

プライバシー・コミッショナーは、

- (a) プライバシー法と個人情報保護及び電子文書法に基づく不服申立に関する調査・勧告
- (b) 公的部門及び民間部門における個人情報取扱について報告すること
- (c) プライバシー問題に関する調査研究・支援
- (d) プライバシー問題の啓蒙

といった役割と職権を有するが、このうち(a)との関連においては、法的拘束力を有する救済命令等を発することができない(証人喚問等の手続的権限については法的拘束力を有する)一方で、そもそもコミッショナー自らが不服申立を行うこと(自己付託)、勧告や説得といった方法で紛争が解決できない場合、自らが当事者となって司法裁判所に救済を求める権限を有することが重要である。

コミッショナーが有する自己付託権や訴訟遂行権は、中立性・第三者性を本質とする司 法裁判所には認められ得ないものであり、カナダにおける特定機能オンブズマンという第 三者機関制度設計の特徴を構成している。

そもそもカナダにおいては、紛争処理機関として、通常の司法裁判所の他に、行政審判所やオンブズマンなどが多元的に存在している。これらは、それぞれの特徴を有しているが、そこには「バイアス」が認められるかどうかという視点が重要である。たとえば、司法裁判所にとっては、目前の紛争はあくまでも当事者間のものであって、自らは中立的な第三者に過ぎず、予め、当事者のいずれか一方の立場を選好することは、その本質に反することになる。これに対して、オンブズマンの場合、こうした選好を行うことは、その本質に反しない。プライバシー・コミッショナーが、「プライバシーと他の法益の衝突に直面した場合には、プライバシー保護を優先させる」という一般的傾向性を有することは、制度内在的なものといってよい。もとより複雑な現代社会においては、そのような傾向性のみで法運用を行うことはできないから、個別具体的なコミッショナーの活動においては、他法益を優先させることもあるが、大局的にみればプライバシー・コミッショナーにはそのような傾向が認められる。自己付託権や訴訟遂行権などは、このような文脈で理解されるべきものである。そして、同様のことは、インフォメーション・コミッショナーについてもいえるのである。

このようにしてみると、プライバシーと知る権利という時に競合する法益についてバイ

アスを有する両コミッショナーを統合することは、それらを司法裁判所型の紛争処理機関に近づけることを意味する。カナダの今日までの選択は、むしろそれを嫌ってきたといえよう。上述の1992年予算編成時の政府提案が議会に受け入れられなかったことの背景には、このような事情がある。プライバシー・コミッショナーは、自らの役割について、年次報告書等でしばしば「その任務は、個人のプライバシー権を保護し、進展させることである」「コミッショナーは、カナダにおけるプライバシー権の擁護者(advocate)である」と述べることも、こうした特徴をよく示している。

プライバシー・コミッショナーのこうした特徴を示すものとして、不服申立の自己付託の実例を示しておく。個人情報保護及び電子文書法に関する 2007 年次報告書には、2件の自己付託が示されているが、うち1件は、国際的な銀行送金ネットワークである SWIFT (Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication) がアメリカ合衆国財務省に対してカナダ市民のものを含む個人情報を提供したことに対するものであった。調査の結果、コミッショナーは、SWIFT もその管轄内にあることを認めた上で、合衆国政府は9・11 以降召喚状を用いてこの情報提供を命じており、これはカナダの個人情報保護及び電子文書法が認める本人への告知・同意なく第三者へ個人情報を提供できる場合に合致していることから、法違反は存在していないと結論した上で、合衆国がカナダ市民の個人情報を得たいのであれば、カナダのマネーロンダリング法が採用しているような透明性確保やプライバシー保護のメカニズムを導入すべきであるとの見解を示している。

もう1件は、プライバシー・コミッショナー自身についての情報漏洩が問題となったというやや特殊な事例であり、副プライバシー・コミッショナーによって自己付託された。有力雑誌 Maclean は、2005年11月号に「いかにしてプライバシー・コミッショナーの電話記録を入手したか」という取材・検証記事を掲載した。これを受けて、副コミッショナーは、カナダの有力電話会社3社に対して不服申立の自己付託を行ったものである。調査の結果、合衆国のデータ・ブローカーが、社会工学的手法を用いて電話会社から個人情報を入手していたことが明らかとなったため、3社に対して本人認証やそのための従業員教育が不全であり、個人情報保護及び電子文書法に違反しているとの改善勧告が行われた。3社は概ね同勧告を受け入れ、本件自己付託は解決した。他方、合衆国のデータ・ブローカーに対する調査は管轄権不存在のため打ち切りとなったが、実質的にはこうした反面調査や、合衆国内における訴訟等を受けて、多くのデータ・ブローカーの活動が大幅に減少したとされている。

これら2件は、いずれも特定の市民の被害回復というよりも、システムに内在する不安 定要因を検出し改善させるということを目的としている。プライバシー・コミッショナー が、「プライバシーの擁護者」と自らを規定することを端的に示す事例といえよう。

# (2) 第三者機関の活動状況

プライバシー・コミッショナーは、毎年度議会に対して、プライバシー法と個人情報保護及び電子文書法の運用に関する年次報告書を提出しており、これによってその活動と法運用の概要を知ることができる。なお、報告書は、各法ごとに刊行されているが、整理期間が一致していないために若干の差がある。

カナダの人口が日本の4分の1であり、また連邦制を採用していることから、州のコミッショナーが管轄する事項がかなりあることを考えると、統計的に示されたプライバシー・コミッショナーの活動は、かなりに活発であるといえよう。とくに、個人情報保護及び電子文書法が州内の商業活動についても適用される(4州を除く)ことから、その業務負担はかなりに増大しており、効率的な職務遂行が課題となっている。

そこで、コミッショナーは、とりわけ個人情報保護及び電子文書法サイドで、同一の企業案件について不服申立を絞り込む努力を行っている。具体的には、先行する不服申立に基づき既に調査に入っている企業・案件については、新たな不服申立がなされないようにするために、相談等があった段階で、当事者を説得することが行われている。こうした努力の結果、2004年には723件であった個人情報保護及び電子文書法サイドの新規不服申立が、2007年には350件にまで減少している。

また、カナダは電子政府化が進んでいることで知られているが、プライバシー・コミッショナーのウェブサイトも極めて充実している。とくに、近時 Blog を開設したこともあってアクセス数が増加している。

# (3) 苦情・紛争処理の実態

以下に、年次報告書から若干の統計を示す。

# ①プライバシー法サイド(2007-08年度、2007年4月1日~08年3月31日)

#### 基礎統計

月平均のプライバシー法に関する問い合わせ	354件
月平均のプライバシー法に基づく不服申立て	63 件
月平均の不服申立処理件数	73 件
当該年度中の不服申立処理件数	880 件
プライバシー・インパクト・アセスメント審査件数	78件
プライバシー・インパクト・アセスメント完了件数	93件
議会への出席	6 回
プライバシー関係の法案/法律の評価	19件
リサーチ・ペーパーの発行	16 件
主催イベント	7件

外部のプライバシー関係機関(者)公式訪問 39件 関与した研究活動 22件 演説・講演 86 回 メディアへの対応 417 回 インタビュー 268 回 発信したニュース・リリース 37 件 128,091 回 Website の月平均アクセス数 Blog の月平均アクセス数 17,345 回

プライバシー法関係の司法裁判所判決 1件

## 不服申立処理の結果内訳

	早期解決	解決	調査段階	不服申立	政府側	不服申	取り下	合計
			での和解	認容•解	の判断	立認容	げ・打	
				決	支持		ち切り	
開示請求	4	5	59	12	180	2	56	318
時間制限	18	0	3	0	23	243	14	301
利用及び公開	4	1	31	3	51	42	32	164
収集	5	0	11	0	11	0	6	33
訂正一時間制限	1	0	5	0	0	22	3	31
時間制限の延長	0	0	0	0	3	10	1	14
保有·破棄	0	0	4	1	4	0	3	12
訂正一付記	0	0	1	1	3	0	2	7
合計	32	6	114	17	275	319	117	880

これらのうち、早期解決、解決、調査段階での和解、不服申立認容・解決が不服申立者 (及び政府、コミッショナー)が満足を得たものといえ、全体の約20%である。

逆に不服申立認容は、コミッショナーは不服申立側の主張を認めたが、政府機関がその 勧告等に従わなかったものであり、コミッショナーの視点からは政府機関によるプライバ シー取扱いに問題がある。全体の約36%をしめる。

不服申立に根拠がないとされたものは約31%、取り下げ・打ち切りは約13%である。

# ②個人情報保護及び電子文書法サイド(2007年、暦年1月1日~12月31日)

# 基礎統計

月平均の個人情報保護及び電子文書法に関する問い合わせ 538件

月平均の個人情報保護及び電子文書法に基づく不服申立	28件
月平均の不服申立処理件数	33件
当該年度中の不服申立処理件数	420 件
議会への出席	7回
プライバシー関係の法案/法律の評価	15件
関与した研究活動	19件
演説・講演	92 回
メディアへの対応	472 回
インタビュー	301 回
発信したニュース・リリース	44件
出版物の配布件数	2,043 件
Website の月平均アクセス数(カナダ国内から)	39,429 回
Website の月平均アクセス数(カナダ国外から)	86,155 回
Blog の月平均アクセス数	$14,173  ext{ }  ext{$
表明した法定意見	82 件
個人情報保護及び電子文書法関係で提起した訴訟	3件
解決した訴訟	5件
プライバシー・コミッショナーを対象とする	
情報へのアクセス法に基づく請求(実施機関となった	
2007年4月1日から年末まで)	21 件
プライバシー・コミッショナーを対象とする	
プライバシー法に基づく請求 (同期間)	14件

# 個人情報保護及び電子文書法に関する問い合わせ件数

(受付)

電話 6,428 件 郵送・FAX 1,208 件 合計 7,636 件

(処理)

電話 6,417 件 郵送・FAX 1,142 件 合計 7,559 件

不服申立処理の結果内訳

	早期	解決	和解	不服申立	組織側	不服申	取り下	管轄	その他	合計
	解決			認容・解	の判断	立認容	げ・打	外		
				決	支持		ち切り			
利用及び公開	8	8	46	38	27	3	26	6	0	162
収集	2	7	25	6	18	2	18	2	0	80
開示請求	2	15	19	5	4	1	17	5	0	68
安全保護	1	3	11	8	4	1	9	0	0	37
同意	1	5	7	2	2	0	7	1	0	25
時間制限	0	2	3	0	0	2	4	0	0	11
責任体制	0	1	5	1	2	0	0	0	0	9
保有	0	0	5	0	2	0	2	0	0	9
訂正一付記	0	0	0	1	3	0	3	0	0	7
正確性	0	0	1	1	1	0	2	0	0	5
公開原則	0	0	3	0	1	0	0	0	0	4
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
手数料	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
合計	14	41	125	62	64	9	89	14	2	420

これらのうち、早期解決、解決、和解、不服申立認容・解決が不服申立者(及び対象民間セクター組織、コミッショナー)が満足を得たものといえ、全体の約57%である。

逆に不服申立認容は、コミッショナーは不服申立側の主張を認めたが、対象組織がその 勧告等に従わなかったものであり、コミッショナーの視点からは民間セクター組織による プライバシー取扱いに問題がある。全体の約2%に留まる。

不服申立に根拠がないとされたものは約15%、取り下げ・打ち切りは約21%、管轄外は約3%である。

なお、産業別の不服申立件数上位 5 は、銀行等金融業(113 件)、通信事業(71 件)、販売業(61 件)、保険業(44 件)、運輸業(33 件)である。

# 3. その他の動向

# (1) 新たな課題への取組

# ①概要

繰り返し指摘したように、プライバシー・コミッショナーは、単なる不服申立処理機関ではなく、プライバシー法と個人情報保護及び電子文書法の運用全般について責任を負う機関であり、さらには、プライバシー保護一般を推進することをも任務としている。そこで、コミッショナーは、かなり積極的に新たな課題への取り組みを表明し、現に行動する傾向が強い。以下では、そうした新しい取り組みのいくつかを概観する。

# ②10 の短期的課題 (Ten Quick Fixes)

1982年のプライバシー法制定以降、2000年に個人情報保護及び電子文書法が制定され、民間部門についても法律上の個人情報保護制度が導入されたが、なお新たな課題が提起されている。現在、コミッショナーは、短期的に検討すべき課題として、次の10を示して議論となっている。

- (1) 政府機関が個人情報を収集するに際して、その必要性を示すことを求める「必要性テスト」の法定
- (2) プライバシー法 41 条による司法救済の拡大
- (3) 政府機関のプライバシー影響評価の法定
- (4) コミッショナーのプライバシー教育に関する権限を明示
- (5) 政府機関のプライバシー取扱につきコミッショナーが公表する裁量権の拡大
- (6) コミッショナーに対して、些細・公共の利益に関わらない不服申立を却下し打ち切る 裁量権限を付与
- (7) 個人情報保護及び電子文書法とプライバシー法の対象情報範囲が異なっているものを、 より広い前者に合わせて統一
- (8) 政府機関の議会に対する年次報告義務を強化
- (9) プライバシー法の5年ごとの見直し規定の導入
- (10) カナダ政府保有情報の第三国移転に関する規定の強化

#### ③コミッショナーの掲げる戦略的優先課題

プライバシー・コミッショナーは、個人情報保護及び電子文書法に関する 2007 年次報告書において、次の4つを新しい戦略的優先課題として挙げている。

#### (a)情報技術

インターネットのみならず、監視カメラなどを含めた対応が考えられている。特に、コミッショナーは、2007年の段階でGoogleのストリート・ビューがカナダ法に合致しないとの懸念を同社に発している。

# (b) 本人識別管理

TJX 社のカード情報盗難事件は、カナダでも大きな問題となった。またソーシャル・ネットワーキングの利用についても、コミッショナーは啓蒙活動を行っている。

# (c) 国家安全保障

9・11 以降、カナダでも国家安全保障強化のための規制強化が行われている。たとえば、反テロリズム法もその一つである。2005 年、コミッショナーは、同法を審議する上院特別委員会に招致され、安全保障と情報プライバシーはトレード・オフの関係におくべきではなく、両立させる立法が必要であるとの立場から、政府案に対して 18 項目の勧告意見を表明したほか、継続的に国家安全保障立法がプライバシーを犠牲にすべきではないとの立場を表明している。

#### (d) 遺伝子情報

遺伝子情報が引き起こす新たな問題について、研究と啓蒙を行うことを課題としている。

## 4)ガイドライン

コミッショナーは、個人情報保護の実務運用に関する新しい課題に対して、各種ガイドラインを公表している。最新のものは、2009年1月の「国境を越えるデータ処理に関するガイドライン」であるが、それ以外にも、「個人情報侵害に責任を負う機関向けガイドライン」「個人識別・認証に関するガイドライン」「顧客電話録音に関するガイドライン」「民間部門における公然監視カメラガイドライン」「警察及び法執行機関による公共空間監視ガイドライン」がリリースされている。

# ⑤研究助成

コミッショナーは、新しい課題に対する取組として、各種団体による調査研究助成を実施している。2007-08 会計年度に採択された課題は次の5件であり、総額258,000カナダドルが助成された。

「オンライン・プライバシーの危機」

「犯罪とテロに直面する個人情報保護:国家安全保障及び法執行目的のための民間企業体による個人情報の共有」

「次世代のデジタル・ディバイド:オンライン・ソーシャル・ネットワークにおけるプラ

#### イバシー」

「カナダの金融分野における国家安全保障とプライバシー」

「個人情報の公的部門・民間部門での共有」

これらは、いずれも現在のカナダが直面している重要課題であり、その成果が具体的な 法律あるいは制度へ反映されるのが待たれるところである。

# (2) プライバシー保護団体や世論の動向について

カナダでは、第3代のプライバシー・コミッショナーである Geroge Radwanski(2000-03)が、任期途中で辞職し、公金不正支出で告発されたことから、プライバシー・コミッショナーに対する信頼が揺らいだこともあったが、概ね、その活動は世論の支持を受けているといわれている。

カナダ人の個人情報・プライバシーに対する一般的意識は、比較的高いと考えられている。たとえば、2008年にプライバシー・コミッショナーが第三者機関に依頼して実施した調査では、小売店で氏名や住所等の個人情報を開示することを求められた際、カナダ人の52%が、その理由を尋ねた経験を持ち、45%は開示を拒絶したことがあるとされている。また、2007年の同様の調査では、多くのカナダ人が自らのプライバシーについて懸念をもち、刑事罰を含むより強力な法規制が必要であると考えているとされているが、他方では、プライバシー権・プライバシー法・保護機関についての理解は不十分であるとの結果も示されている。

プライバシー保護団体については、民間部門における苦情処理もコミッショナーが行うことから、日本の認定団体のような形では発達していないが、個人情報保護及び電子文書法中に取り込まれている個人情報保護の具体的基準について、カナダ規格協会が重要な役割を果たしているほか、業界団体もそれぞれ個人情報保護・プライバシー保護活動を行っている。たとえば、カナダ銀行業協会は、「顧客の権利と責任」の2番目に、「すべての個人情報は、機密として、かつ専門家の基準に従って取り扱われる」ことを宣言している。また、いわゆる市民団体としてのプライバシー保護団体については、プライバシー保護に特化された団体はあまりなく、Canadian Civil Liberties Association 等の一般的人権保護活動を行う団体の活動に含まれていることが多い。

<sup>1</sup>本報告では、連邦の個人情報保護2法とプライバシー・コミッショナーに焦点をあてて、カナダの個人情報保護状況を概観したが、各州法ごとの状況については残念ながら言及する余裕がなかった。この点明記しておきたい。

# vi オーストラリア

# 1. 個人情報保護法制について

# (1) 個人情報保護法制の概要

#### ①制度の概要

オーストラリアの個人情報保護法制は、連邦及び一部の州が制定したプライバシー法と、 個別分野を対象とした個別法で構成される。

連邦政府は、1988 年に連邦プライバシー法 (Privacy Act 1988: No. 119, 1988) を制定している。本法は、民間部門における個人情報の取扱も規制の対象とする法改正が行われ、2001 年 12 月 1 日に施行されている。

連邦プライバシー法には、個人情報の取扱にあたっての基本原則となる原則が定められている。それぞれの基本原則は、公的部門及び民間部門で適用される原則が異なるが、制定当初の連邦プライバシー法の適用範囲は公的部門に限定されていたことから、法改正によって新たに民間部門にも適用範囲が拡大されるに伴い、当該基本原則についても民間部門を対象とした原則が定められた形となっている。また、プライバシー法第 IIIA 編は、クレジット事業者及び信用報告機関に適用される。

基本原則は、1988年の制定時に定められた「情報プライバシー原則 (Information Privacy Principles (IPPs))」と、その後の民間部門も適用対象とする改正時に定められた「連邦プライバシー原則 (National Privacy Principles (NPPs))」から構成される。

「情報プライバシー原則」は、①個人情報の取得方法及び目的、②本人からの個人情報の取得、③個人情報の取得一般、④個人情報の保有及びセキュリティ、⑤記録保持者が保持する情報、⑥個人情報が含まれる記録へのアクセス、⑦個人情報が含まれる記録の変更、⑧利用にあたっての記録保持者による正確性の確認、⑨関連する目的の範囲内における個人情報の利用、⑩個人情報の利用制限、⑪個人情報の公開制限の11の原則から構成される。当該原則は、連邦政府の政府機関に適用される。

「連邦プライバシー原則」は、①取得、②利用及び公開、③データ内容、④データの安全、⑤公開性、⑥アクセス及び訂正、⑦識別性、⑧匿名性、⑨域外へのデータの流通、⑩センシティブ情報の10の原則から構成される。当該原則は、民間部門の一部及びすべての医療機関に適用される。各原則の一覧は「表①」を参照。

# 【表① 情報プライバシー原則】

情報ブライバシー原則( Information Privacy 原則s (IPPs) )
原則1-個人情報の取得方法及び目的
Manner and purpose of collection of personal information
原則2-本人からの個人情報の取得
Solicitation of personal information from individual concerned
原則3-個人情報の取得一般
Solicitation of personal information generally
原則4-個人情報の保有及びセキュリティ
Storage and security of personal information
原則 5 - 記録保持者が保持する情報
Information relating to records kept by record-keeper
原則 6 - 個人情報が含まれる記録へのアクセス
Access to records containing personal information
原則 7 - 個人情報が含まれる記録の変更
Alteration of records containing personal information
原則 8 – 利用にあたっての記録保持者による正確性の確認、その他
Record-keeper to check accuracy etc of personal information before use
原則 9 - 関連する目的の範囲内における個人情報の利用
Personal information to be used only for relevant purposes
原則10-個人情報の利用制限
Limits on use of personal information
原則11 - 個人情報の公開制限
Limits on disclosure of personal information

# 【表② 連邦プライバシー原則】

連邦プライバシー原則 National Privacy Principles(NPPs) (Extracted from the Privacy Amendment (Private Sector)Act 2000))				
原則 1 - 取得	Collection			
原則 2 - 利用及び公開	Use and disclosure			
原則 3 - データ内容	Data quality			
原則 4 - データの安全	Data security			
原則 5 - 公開性	Openness			
原則 6 - アクセス及び訂正	Access and correction			
原則 7 - 識別性	Identifiers			
原則 8 - 匿名性	Anonymity			
原則 9 - 域外へのデータの流通	Transborder data flows			
原則 10 - センシティブ情報	Sensitive information			

# ②公的部門の制度

公的部門に関する規制は、1988 年連邦プライバシー法に基づく規制に加えて、情報プライバシー原則に関するガイドラインをはじめとする各種ガイドラインが定められている。 公的部門のうち、3つの分野はコミッショナーにより特別の監督が実施されている。

- (1)個人の納税番号の取得、保有、利用、及びセキュリティについて、当該情報を徴税、 社会保障関連組織、又は、年金関連法に基づいて利用若しくは記録することが認められている組織が取り扱うこと
- (2) データマッチングプログラムの実施
- (3) 犯罪経歴として公にすることが義務付けられていない犯罪経歴 (spent conviction)

## ③関連する連邦の法制度

#### ア)政府機関及び大臣の保有する文書

情報自由法(Freedom of Information Act 1982)が、政府機関及び大臣の保有する文書へのアクセス権を保障。

公開の対象となる文書については、個人情報の不合理な公開にあたる場合には、公開対象の文書からは除かれる。Archives Act 1983 も同様の適用除外規定を置いている。

#### イ)納税記録

納税記録の取扱い(the handling of tax file numbers)は、Income Tax Assessment Act 1936、Taxation Administration Act 1953、Data-matching Program (Assistance and Tax) Act 1990 など、複数の法令によって規制されている。

## ウ)その他の個人データの取扱い

公的部門における個人情報の取扱いについて、大量の個人情報の取得を認める上での根拠法としては、国勢調査や公職選挙を目的とした個人情報の取扱いに関して、Census and Statistics Act 1905 や Commonwealth Electoral Act 1918 に基づいて個人情報を取得することができる。

#### エ)その他の個人データの取扱い

個別分野における個人情報の取扱いについては、Australian Passports Act 2005、Corporations Act 2001、Telecommunications Act 1997、Telecommunications (Interception and Access) Act 1979、Migration Act 1958 などに基づいて個人情報を適正に取り扱うことが義務付けられている。

その他、連邦法には公務員の秘密保持義務を課す法令が多数存在する。

# ④州の法制度

連邦レベルのプライバシー法のみならず、個別にプライバシー関連の法令や規則等を制定している州がある。しかしながら、すべての州が法整備を完了しているわけではなく、現時点における整備状況は、以下の表の通りである。

# 【表③ 各州におけるプライバシー法の制定状況】

州のプライバシー法
ニュー・サウス・ウェールズ州
1998年プライバシー及び個人情報保護法
Privacy and Personal Information Protection Act 1998 (NSW)
2002年の医療記録プライバシー法
Health Records and Information Privacy Act 2002
2005年の職場における監視活動に関する法律
Workplace Surveillance Act 2005
1988年職場におけるビデオ監視活動に関する法律(Workplace
Video Surveillance Act 1998)の改正法
2007年の監視装置に関する法律
Surveillance Devices Act 2007
略式起訴に関する法律
Summary Offences Act ss.21G-H
本法により1984年の傍受装置法(Listening Devices Act 1984)は廃止
1989年情報自由法
Freedom of Information Act 1989
2000年の相隣地へのアクセスに関する法律
Access to Neighbouring Land Act 2000, esp. s.16 and s.26
1998年州の記録に関する法律
State Records Act 1998
1991年犯罪記録法
Criminal Records Act 1991 (Part 2 relates to Spent Convictions)
1987年電気通信(傍受)法
Telecommunications (Interception) (New South Wales) Act 1987
ニューサウスウェール ズ州犯 罪法
NSW Crimes Act at ss. 308-308I(Computer Crimes)

ヴィク	トリア州
• • • •	2000年情報プライバシー法
	Information Privacy Act 2000
	医療記録法
	Health Records Act 2001
	2002年7月1日施行
	人権及び責任に関する憲章法
	Charter of Human Rights and Responsibilities Act
	2006年監視装置(職場におけるプライバシー)法
	Surveillance Devices (Workplace Privacy) Act 2006
	1999年監視装置法(Surveillance Devices Act 1999)の改正法
	2006年の人権及び責任に関する憲章法
	Charter of Human Rights and Responsibilities Act 2006
	1982年情報自由用
	Freedom of Information Act 1982
	1973年公文書法
	Public Records Act 1973
	1988年電気通信(傍受)法
	Telecommunications (Interception) (State Provisions) Act 1988

クイーンズランド州
プライバシー保護に関する一般法は未制定
Queensland Health Quality and Complaints Commission Act 1992
1991年の医療サービス法
Health Services Act 1991
刑法典第227条A乃至227条C
s.227A-227C of the Criminal Code
1992年の情報を自由法
Freedom of Information Act 1992
2002年公文書法
Public Records Act 2002
1986年刑法(犯罪者更生)法
Criminal Law (Rehabilitation of Offenders) Act 1986
1971年のプライバシー侵害法
Invasion of Privacy Act 1971
2000年警察権限および責務法
Police Powers and Responsibilities Act 2000
情報の取扱基準及びプライバシーガイドライン
Information Standard 42.Information Privacy (IS 42)

西オーストラリア州
プライバシー保護に関する一般法は未制定
情報自由法にプライバシーに関する規定あり
1998年監視装置法
Surveillance Devices Act 1998
1992年情報自由法
Freedom of Information Act 1992
2000年州の記録に関する法律
State Records Act 2000
1988年犯罪経歴抹消法
Spent Convictions Act 1988
1996年電気通信(傍受)法
Telecommunications (Interception) Western Australia Act 1996

南オーストラリア州
プライバシー保護に関する一般法は未制定
情報プライバシー原則遵守指針
PC012—Information Privacy Principles Instruction
政府機関が対象(1989年7月発出 1992年7月修正)
情報を公正利用に関する規範
Code of Fair Information Practice
1991年情報自由法
Freedom of Information Act 1991
1997年州の記録に関する法律
State Records Act 1997
1972年傍受及び監視装置に関する法律
Listening and Surveillance Devices Act 1972
1988年電気通信(傍受)法
Telecommunications (Interception) Act 1988

タスマニア州
2004年個人情報保護法
Personal Information Protection Act 2004
1995年医療関係法
Health Complaints Act 1995
1991年情報自由法
Freedom of Information Act 1991
1983年アーカイブズ法
Archives Act 1983
2003年訴追記録抹消法
Annulled Convictions Act 2003
1991年傍受装置法及び1992年傍受規則
Listening Devices Act 1991 and Regulations 1992
1999年電気通信(傍受)法
Telecommunications (Interception) Tasmania Act 1999

オース	トラリア首都特別地域
	Australian Capital Territory Government Service (Consequential Provisions) Act 1994に基づいて、連邦プライバシー法が適用される
	1988年プライバシー法
	Commonwealth Privacy Act 1988
	2004年人権法
	Human Rights Act 2004
	1997年医療記録(プライバシー及びアクセス)法
	A.C.T. Health Records (Privacy And Access) Act 1997
	2002年公文書法
	Territory Records Act 2002
	2000年犯罪経歴抹消法
	Spent Convictions Act 2000
	1992年傍受装置法
	Listening Devices Act 1992

# ⑤ガイドライン

公的部門に関する規制は、1988 年連邦プライバシー法に基づく規制に加えて、情報プライバシー原則に関するガイドラインをはじめとする各種ガイドラインが定められている。 表④を参照されたい。

# 【表④ 公的部門を対象としたガイドライン】

な的部門のガイドライン 情報プライバシー原則に関するガイドライン Guidelines to the Information Privacy Principles 1994年10月1日制定 職場の電子メール利用、ウェブ閲覧、及びプライバシーに関するガイドライン Guidelines on Workplace E-mail, Web Browsing and Privacy (30/3/2000) 2000年3月30日制定 連邦政府及び首都特別地域のウェブサイトに関するガイドライン							
Guidelines to the Information Privacy Principles 1994年10月1日制定 職場の電子メール利用、ウェブ閲覧、及びプライバシーに関するガイドライン Guidelines on Workplace E-mail, Web Browsing and Privacy (30/3/2000) 2000年3月30日制定							
1994年10月1日制定 職場の電子メール利用、ウェブ閲覧、及びプライバシーに関するガイドライン Guidelines on Workplace E-mail, Web Browsing and Privacy (30/3/2000) 2000年3月30日制定							
職場の電子メール利用、ウェブ閲覧、及びプライバシーに関するガイドライン Guidelines on Workplace E-mail, Web Browsing and Privacy (30/3/2000) 2000年3月30日制定							
Guidelines on Workplace E-mail, Web Browsing and Privacy (30/3/2000) 2000年3月30日制定							
2000年3月30日制定							
Guidelines for Federal and ACT Government World Wide Websites							
プライバシー及び公開鍵基盤:個人を対象とした通信及び取引において公開鍵基盤を用いる							
組織のガイドライン							
Privacy and Public Key Infrastructure: Guidelines for Agencies using PKI to							
communicate or transact with individuals							
2001年12月1日制定							
連邦政府機関の保有する個人情報を連邦議会議員に提供するにあたってのガイドライン							
Guidelines on the provision of personal information by Commonwealth agencies							
to Members of Parliament							
1990年8月1日制定							
データマッチングプログラムの運用に関するガイドライン							
Guidelines for the conduct of the data-matching program							
1991年9月1日制定							
連邦政府機関内部におけるデータマッチングの利用に関するガイドライン							
Guidelines for the use of data-matching in Commonwealth administration							
1998年2月1日制定							
公的利益決定手続ガイドライン							
Public Interest Determination Procedure Guidelines							
2002年11月1日制定							
納税ファイル番号注釈ガイドライン							
Tax File Number Annotated Guidelines							
1997年7月1日制定							
メディケア及び医薬品給付プログラムにおけるプライバシーガイドライン							
Medicare and Pharmaceutical Benefits Program Privacy Guidelines							
1997年5月1日制定							
連邦政府機関による密行捜査に係るガイドライン							
Covert surveillance in Commonwealth administration:Guidelines							
1992年2月1日							
プライバシー影響評価ガイド							
Privacy Impact Assessment Guide							
2006年8月1日							
個人情報漏えい対策ガイド							
Guide to Handling Personal Information Security Breaches							
2008年8月制定							

## ⑥民間部門の制度

**2001** 年 12 月 21 日から、1988 年のプライバシー法の改正法が民間部門にも適用されている<sup>1</sup>。

改正法では、10の連邦プライバシー原則(NPPs)が民間部門に適用されることとなった。 プライバシー法の第3章Aは、与信事業者及び個人信用情報機関に適用され、当該機関 は、信用報告行動規範(Credit Reporting Code of Conduct)の適用も受ける。

当該行動規範は、1991年にプライバシー法第 18A章に基づいて、プライバシー・コミッショナーが策定したものである。

民間部門のうち、3つの分野はコミッショナーにより特別の監督が実施されている。

- (1)個人の納税番号の取得、保有、利用、及びセキュリティについて、当該情報を徴税、 社会保障関連組織、又は、年金関連法に基づいて利用若しくは記録することが認められている組織が取り扱うこと
- (2) 1997 年の電気通信法第 13 条第5節に基づいて、法執行機関に個人情報を提供する 場合
- (3) マネーロンダリング及びテロ対策関連法令に基づく個人情報の取扱い。プライバシー法(6 E(1 A)条)に基づいて、法の定める義務の適用が免除されていた小規模事業者の特定の活動について、プライバシー法が適用される場合

その他、民間部門では、プライバシー規約を自主的に策定することを推進するための仕組みが整えられている。

1988年のプライバシー法は、各種の団体や業界団体などが自主的なプライバシーに関する取り決めを定めた規約を策定することを認め、当該規約においては個人のプライバシーの権利の保障を目的として柔軟に策定することが認められており、プライバシー法第 18B B条に基づいて、コミッショナーが策定した規約を認可する形式をとっている。

連邦プライバシー法の民間部門を対象とした規定は、非営利団体も含めて年間 300 万ドル以上の事業収入を有する組織に適用される。

民間部門を対象にした規定は、すべての医療関連機関に適用される。医療機関については事業収入の額は無関係に義務規定が適用される。また、300万ドル未満の小規模事業者についても一部の事業者には義務規定が適用される。

民間部門を対象とした連邦プライバシー法の規定は、10 のプライバシー原則を中核として構成されている。当該原則は、民間部門の組織における個人情報の取得、利用、セキュリティ確保及び公開等の手続きについて定めている。さらに、当該原則に基づいてこれらの組織が保有する個人情報について知る権利を行使することができ、不正確な情報については訂正請求権を行使することができる。

なお、連邦法に基づく規定については、個人情報を取り扱う組織が適正な取扱いを行う 上で必要な具体的対応について明確にするために、プライバシー原則に基づくガイドライ ンを制定している。当該ガイドラインの制定は、連邦プライバシーコミッショナーが行っている。

さらに、組織形態や業態毎に個人情報の取扱態様が異なることから、それに適合するガイドライン等を連邦プライバシー法の範囲内において民間部門の組織や業界団体が策定することを認めている。

その他、民間部門を対象にした規定は、すべての医療関連機関に適用される。医療機関については、小規模事業者の適用除外の条件となっている事業収入の額とは無関係に、義務規定が適用される。プライバシー法のNPPsの10原則は、医療関連機関にも適用される。

医療分野のうち、4つの分野はコミッショナーにより特別の監督が実施されている。

- (1) 医薬品給付プログラム (Pharmaceutical Benefits Scheme (PBS)) 及びメディケア に関して、本人が請求した情報の取得、利用、開示及び保全
- (2) オーストラリア国内における医学研究の実施に関するプライバシー基準
- (3) 個人の医療情報の取得、利用、及び開示を、研究目的、公衆衛生等に関する統計目 的での収集や分析で行うこと
- (4)個人の納税番号の取得、保有、利用、及びセキュリティについて、当該情報を徴税、 社会保障関連組織、又は、年金関連法に基づいて利用若しくは記録することが認められている組織が取り扱うこと

1953年の連邦医療法(the National Health Act 1953)第 135 A A 条に基づき、コミッショナーは、医薬品の自己負担軽減を目的として実施されている医薬品給付プログラム及びメディケアに関するプライバシーガイドラインを策定している。また、MHMRC(National Health and Medical Research Council)が、1988年のプライバシー法第 95 条及び 95 A 条に基づいて策定したガイドラインを、コミッショナーが認可している。

# 【表⑤ 民間部門を対象としたガイドライン】

民間部門のガイドライン								
連邦プライバシー原則に関するガイドラ	ライン							
Guidelines to the National Privacy Principles								
2001年9月1日制定								
プライバシー規約の策定に関するガイ	ドライン							
Guidelines on Privacy Code Development								
2001年9月1日制定								
公共の利益の決定手続に関するガイ	ドライン							
Public Interest Determination Procedure Guidelines								
2002年11月1日制定								
納税ファイル番号注釈ガイドライン								
Tax File Number Annotated Guidelines								
1997年7月1日制定								
職場における電子メール、ウェブ閲覧、及びプライバシーに関するガイドライン								
Guidelines on Workplace E-mail, Web Browsing and Privacy								
2000年3月30日制定								
個人情報漏えい対策ガイド								
Guide to Handling Personal Information Security Breaches								
2008年8月制定								

# 【表⑥ 医療分野のガイドライン】

医療分野のガイドライン								
民間医療分野におけるプライバシーに	関するガイ	ドライン						
Guidelines on Privacy in the Private Health Sector								
2001年11月1日制定								
医学研究-1998年連邦プライバシー	-法第95条	に基づくガ	イドライン					
Medical Research - Guidelines under section 95 of the Privacy Act 1988								
2000年3月1日制定								
医学研究-1998年連邦プライバシー法第95条に基づいて適用されるガイドライン								
Medical Research - Guidelines approved under section 95A of the Privacy Act 1								
2001年11月1日制定								
メディケア及び医薬品給付プログラムにおけるプライバシーガイドライン								
Medicare and Pharmaceutical Benefits Program Privacy Guidelines								
1997年5月1日制定								
個人情報漏えい対策ガイド								
Guide to Handling Personal Information Security Breaches								
2008年8月制定								

# (2) 個別の検討課題

# ①いわゆる「過剰反応」(誤解)に対応した第三者提供制限の例外事由

国際的なプライバシー保護との関係における誤解については問題点が指摘<sup>2</sup> されているが、 国内法の解釈に関する、いわゆる過剰反応の有無については不明である。

# ②自治会や同窓会等の取扱い

オーストラリアでは、原住民(indigenous groups)の問題が存在する。アボリジナルやタスマニア島において様々な問題が議論されており、プライバシー法との関係においても議論がなされている点がある。

しかしながら、大学の同窓会や教会における個人情報の取扱いなど、一部のコミュニティ・グループにおける個人情報の取扱いに関して議論がなされることはあるようではあるが、具体的に、どのような点が問題となっているかは不明である。

なお、大学の同窓会については、個人が提供しなければ名簿は提供されず、同窓会名簿 を作成する文化がないため、同窓会組織はあっても、同窓会名簿が作成されることは少な い。

## ③「個人情報」の定義

1988年プライバシー法は、「個人情報」を以下のように定義している。なお、オーストラリアのプライバシー法では、個人情報の定義規定において用いている用語は、"personal information"である。

#### 第6条第1項

「情報若しくは意見(データベースの一部を構成する情報又は意見を含む。)であって、 真実であるか否かに関わらず、又は有体物に記録されているか否かに関わらず、当該情報 若しくは意見により、特定の個人を認識又は合理的に確認することができる情報若しくは 意見をいう。」

プライバシー法の民間部門を対象とした規定の見直し及び「Australian Law Reform Commission の報告書(以下、「ALRC 報告書」という。) <sup>3</sup>」では、技術の発展及び国際的なプライバシー関係法の現場を踏まえて、個人情報の定義の改正について検討すべきだとしている<sup>4</sup>。なお、ALRC 報告書による個人情報の定義に関する検討については、以下の定義要素について検討が必要であるとしている。

- ・ 情報又は意見
- データベースの一部を構成する情報又は意見を含む
- 真実であるか否かに関わらず
- ・ 有体物に記録されているか否かに関わらず
- ・ 個人に関する
- ・ 特定の個人を認識又は合理的に確認することができる情報若しくは意見

# 4 センシティブ情報に関する規定

センシティブ情報に関する規定は、NPPに基づくより高度な個人情報の保護の一環として定められているものであって、IPPにはセンシティブ情報に関する定めはない。

プライバシー法が定めるセンシティブ情報は、以下の通り。

- ・ 人種又は民族に関する出自
- 政治的見解
- ・ 政治団体への加入
- 宗教上の信条又は所属
- 思想
- 専門家団体又は事業者団体への加入
- ・ 労働組合への加入
- ・ 性的嗜好又は性癖
- 犯罪歷

その他、個人の医療情報及び遺伝子情報もセンシティブ情報に該当する。

センシティブ情報の取扱いは、連邦プライバシー法及び NPP の 10 番目の原則に定めがあり、個人情報の取扱いよりも厳格な取扱いが義務付けられている。

センシティブ情報は、特別の事情がない限り、本人の同意を得ずに取得することはできない。なお、センシティブ情報に該当しない個人情報の取得にあたっては、原則として本人同意を得ることは義務付けられていない。

#### ⑤小規模事業者の取扱い

小規模事業者に該当する事業者は、年間総売上高が3,000,000ドル未満の事業者となっている。(プライバシー法第6C条)

当該規定に基づき、小規模事業者への義務規定の適用除外が定められている。

オーストラリア統計局の調査5では、オーストラリア国内における小規模事業者の数は 1,233,200 事業者となっており、これは、同国の民間事業者の 97%にあたる。小規模事業 者の従業員数は、民間部門における従業員数の 49%に当たる 3,600,000 人となっている。 小規模事業者の管理者は、プライバシー法が定める「組織」の定義から除外されている。 「小規模事業者の管理者」とは、一つ又は複数の小規模事業者を運営している法人、組合、 法人化されていない組織、又は団体の個人であって、小規模事業者に該当しない事業者の 活動に関わっていない者をいう。

一般的に、「事業」という用語の定義には、非営利団体や法人化されていない組織は含まれないが、プライバシー保護を定める小規模事業者には、それらも含まれる。

なお、以下の条件に当てはまる場合、小規模事業者に該当する場合であっても、プライバシー法の義務規定の適用を受ける。

- ・医療サービスを提供し、従業員以外の医療情報を保有する場合
- ・本人以外の第三者から個人情報を取得している場合、又は当該情報を利用を営利目的 で公開している場合(ただし、常に本人同意を得て行われている場合、又は法律に基 づいて行われている場合は除く。)
- ・オーストラリア政府又はその関係機関にサービスを提供する契約を現在又は過去において締結している場合
- ・大規模事業と関係している場合
- ・Anti-Money Laundering and Counter-Terrorism Financing Act 2006 (Cth) (AML/CTF Act)が定める指定役務を提供する者
- ・規則において特に定めがある場合
- ・プライバシー法に基づく組織として扱われることを選択した場合

## ⑥個人情報の目的外利用の防止措置

プライバシー法第 14 条、IPP 1. 1 に基づき、個人情報を取得にあたっては、。当該組織に直接関係する適法な目的で取得すること、ならびに、その目的の達成に必要な範囲で情報を取得することが義務付けられている。

## ⑦市販の名簿の管理

市販名簿は、オーストラリアにおいてもダイレクトマーケティングや寄付金集めを実施するために、市販の名簿が広く使われている。一般に広く公開されている個人情報の利用に関しては、第三者がそれらの個別の情報をつなぎ合わせることによって、新たな個人情報が生み出されることに伴う問題が生じている。

プライバシー原則の適用を受けるのは、「記録 (record)」又は「一般に入手可能な刊行物」に記載されている個人情報を、企業又は組織が取得する場合である。プライバシー原則は、個人情報を取得した結果、取り扱うことになる情報に適用されるものであるが、当該個人

情報は記録に記載されているものに限られる。「記録」とは、文書、データーベース、写真、 絵画などをいう。書籍、雑誌又はその後の刊行物であって一般に入手可能なものは、プラ イバシー法が定める記録にはあたらない。

「一般に入手可能」とは、不特定多数の者が一般に入手することができるかどうかによって判断する。また、「プライバシー」との関係においては、一般に知られていない情報がウェブサイト上で公開されているような場合には、当該情報は非公知的性質を喪失していることからプライバシーにはあたらない。また、ウェブサイトについても、掲載されている情報が暗号化又はパスワードによって保護されていない場合には、「一般に入手可能」な情報と判断される。。

しかしながら、一般に入手可能な刊行物に記載されている個人情報を取扱う場合であっても、一定の制限が課される場合がある。例えば、、一般に入手可能な情報継続的に保有する場合に、そのマスターコピーの取扱いについては、記録に記載されている個人情報の保護と同様にプライバシー原則に従って取り扱う必要がある。

## ⑧個人情報の取得元の開示に関する措置

オーストラリアのプライバシー法では、個人情報の取得元の開示に関する措置は特に定められていない。しかし、ALRC 報告書において提案されている Unified Privacy Principles(UPPs)においては、組織における個人情報の取得又はその取り扱いについて、本人に通知をすることを通知原則として定めるべきであるとの提案がなされている7。

## ⑨個人情報の利用停止・消去に関する措置

利用停止・消去に関する措置は、情報自由法及びプライバシー法に定められているが、 利用停止・消去が明文で定められているわけではなく、訂正 (correction) の一環として定められている。(FOI Act and IPPs 6 and 7)

情報プライバシー原則の「原則7」に基づいて、本人は個人情報の訂正請求を行うことができる。訂正請求は、不正確、目的外利用、無関係な利用、誤った利用、不完全、又は最新ではない場合に行うことができる。

プライバシー法に基づいて行うことができる訂正請求は、無関係な利用がなされている 場合に訂正を行うこと、個人情報の削除(deletion)、本人が正当にアクセスすることがで きない記録内の個人情報の訂正となっている。

## ⑩国際的な情報移転に関する規定

情報移転に関する規定は、連邦プライバシー原則の「原則9」において、域外へのデー

タの流通が定められている。

オーストラリアのプライバシー法と国際的な情報移転の問題については、国際的な取り 組みとの関係における問題と、プライバシー法の解釈の両面から議論がなされている。

国際的な取り組みとの関係における問題については、OECD や APEC フレームワーク (Asia-Pacific Economic Cooperation Privacy Framework) における取り組みとの関係については我が国と同様であるが、EU との関係については、EU からオーストラリアの制度は不適合との判断が下されている。この点については、次の項目で解説する。

プライバシー法の解釈については、同法の第5B条は、オーストラリア国外の組織が、オーストラリア国民又は定住者に係る個人情報を取扱う場合にも適用される。また、オーストラリア国外の組織が、オーストラリア国民若しくは定住者又はオーストラリア国内の組合、法人化されていない組織若しくは法人と関係がある場合、並びに、オーストラリア国内においてビジネス行い個人情報を取得し保有している場合。

プライバシー法第 5 B条 (4) は、第 5 B条 (1) が定める範囲内で海外における個人情報の取扱いに関する苦情の申し立てについて、プライバシーコミッショナーの権限の拡大について定めている。第 5 B条の目的は、プライバシーの保護レベルが低い国に個人情報が移転され取り扱われることを防止することにある。しかしながら、他国のプライバシー法は、オーストラリアのプライバシー法の定める手続によって無効になることがないことは言うまでもない。

#### ①EU 個人データ保護指令に対する対応状況

EU 指令は、EU 加盟国における個人情報の取扱いのレベルを一定基準に保つために必要な枠組みを定めるとともに、指令第 25 条は、「加盟国は、処理過程にある個人データ又は移転後処理することを目的とする個人データの第三国®への移転は、この指令の他の規定に従って採択されたその国の規定の遵守を損なうことなく、当該第三国が十分なレベルの保護を確保している場合に限って行うことができるということを規定しなければならない。」と規定している。

EU 指令第 25 条の趣旨は、EU 加盟国に対して、本指令に適合するように現行の国内法の改正や、新たな法律を制定することを求めることにある。さらに、個人情報の保護に関して、十分なレベルの保護措置を講じていない国へ、個人データの移転を禁止することができる旨を定めた規定を国内法に設けることを求めている点にある。これを受けて、第三国における個人情報の取扱いが EU 指令の求める「十分なレベルの保護(adequate level of protection)」を確保しているか否かを EU 側で判断する基準のことを、「十分性の基準」と呼んでいる。

なお、EUからの個人データの第三国移転は原則として禁止されているが、特定の条件に該当する場合には、データの移転を許容するよう法律に定めることができるようになって

おり、その条件は、以下の通り。①データ主体から明示の同意が得られている場合、②データの移転が管理者とデータ主体の間で交わされた契約に基づく移転又は情報主体が要求する前契約に基づいている場合、③データの移転が管理者とデータ主体の利益の範囲内にいる第三者の間で交わされた契約に基づく場合、④データの移転が重要な公共の利益に基づく場合又は法的な要求に関するものである場合、⑤データの移転が、データ主体の生存に不可欠な利益の保護にある場合、⑥データの移転が正当な利益を有する人物が参照する目的で開示された場合。

また、個人データの移転が認められるかどうかについて検討がなされる際には、①データの性質、②実施される処理の目的及び期間、③データの生成国及び最終移転国、④第三国において効力を発している法律(包括法及び個別分野別法など)、⑤第三国において適用される職業規程及び安全基準などが考慮されるべき事項となっている。

オーストラリアの個人情報保護制度の十分性のレベルへの適合判断にあたっては、EU 指令第 29 条に基づいて設置されている作業部会の意見書(Opinion 3/2001 on the level of protection of the Australian Privacy Amendment (Private Sector) Act 2000, DG MARKT 5095/00, WP 40)が 2001 年 3 月に公表され、結果的には EU 指令の定める「十分性の基準」には適合していないとの意見書が出されている。これを受けて欧州委員会は、オーストラリアの制度について十分性の基準への適合判断を行っていない。

作業部会の意見書では、適用除外となっている「分野」及び「取扱い」、並びに「義務規 定の適用除外の内容」について検討を行っている。

適用除外となっている「分野」及び「取扱い」については、小規模事業者が、法律の定める義務規定の適用を受けるか否か選択することが可能であり、自主的に義務規定の適用を受けることができる仕組みとなっている点について、①オーストラリア国内の事業者のうち当該小規模事業者にはどのような事業者が該当するのか、②法律の定める義務規定の適用が除外されるのか否か、という点について明確に判断することが困難であると指摘している。

このことから、オーストラリア国内の事業者へのデータ移転にあたっては、たとえプライバシーコミッショナーへの届出を行い登録されている小規模事業者が存在するとしても、「すべての」データ移転が、小規模事業者の管理者への移転に該当する可能性があり得ると判断せざるを得ないとしている。

また、被傭者に関するデータ (我が国の個人情報保護法が定める「従業者」ではなく従業員に関する情報にあたるものと思料される)の取扱についても問題点が指摘されている9。 法律では、被傭者に関する記録について規定しているが、雇用契約に関する事項、雇用契約の条件、評価に関する事項、緊急時の被傭者の連絡先、労働組合への加入事実、休暇に関する事項、税務関連情報、銀行取引情報等に関し規定しており、その内容が広範であることを指摘している。さらに、場合によってはセンシティブ・データに該当する情報の取扱いも想定され、10の原則について定めている「連邦プライバシー原則 (National Privacy Principles (NPPs))」のセンシティブ情報に関する原則から、被傭者のセンシティブ・データの取扱を除外する必要もないとしている。つまり、連邦プライバシー原則の 10 番目のセンシティブ情報に関する原則は、あくまで「取得の制限」に関する規定であって、利用や公開については特に規制されていない。

さらに、過去の雇用者が被傭者に通知することなく個人データを取得したり、第三者(例 えば、将来的に雇用する勤務先の雇用者)に提供することについては義務規定の適用除外 となっている。

その他、「義務規定の適用除外の内容」について以下の点が不適合との指摘を受けている。

#### ・法令に基づく目的外利用

当初特定した目的以外での利用(secondary purpose)について、法律の定めによる場合 又は法律に基づいて許可されている場合には、利用又は公開が認められている。このよ うな例外は、法的紛争を解決するにあたっての例外としては認められる場合もあるが、 あらゆる法令に基づいて義務規定の適用が除外されることは広範に失するため、目的明 確化の原則に反するとしている。

- ・公知のデータの取扱い 公知データが目的外利用の禁止から除外されている。
- ・透明性の確保

個人情報の取得にあたっては、利用目的を取得時又は事前に本人に通知しなければならないとしているが、それを実施できない場合は事後的な通知でも構わないとしている。

- ・ダイレクトマーケティングを目的としてのデータの取得及び利用
- センシティブ・データの取扱い
- ・EU 域内の市民による訂正の権利行使ができないこと
- ・オーストラリアから第三国への移転

これらの指摘を受けて、2004 年 4 月にプライバシー法改正法(Privacy Amendment Act 2004 (Cth).) により以下の改正が行われている10。

- ・NPP9をオーストラリア国民及びそれ以外の国民に関する個人情報に対しても同等に 適用されることを明確化
- ・個人情報の訂正請求に関する苦情の申し立てについて、プライバシーコミッショナーの 適用範囲を拡大
- ・プライバシー保護適用を受けない事業者についても、プライバシー・コードの策定を柔軟に行うことができるように改正

## 2. 第三者機関について

## (1) 第三者機関の実態

## ①制度の概要

オーストラリアの 1988 年連邦プライバシー法は、連邦プライバシーコミッショナー制度 11を法律に基づいて設置している。

コミッショナー制度は、Privacy Commissioner を頂点に、法令遵守対応を所管する Assistant Privacy Commissioner、及び、企業及び公的部門並びに政策を所管する Deputy Privacy Commissioner から構成される。オフィスはシドニーに本拠を置く。

プライバシーコミッショナーの機能は、プライバシー法第 27 条、28 条、及び 28A 条に 定められており、連邦及び ACT の各機関、信用貸業者、信用報告業者などの義務について、 プライバシー法に基づき助言を行うこと、管轄内の苦情を調査すること、プライバシー法 の対象となる組織の監査を実施すること、プライバシーに対する取り組みをさらに広める こと、プライバシー及び関連法についての情報を提供することなどが定められている。

プライバシーコミッショナー制度の重要な目的は苦情処理制度にあるが、個人が自らの プライバシーが侵害されていると判断した場合、プライバシー法 36 条に基づいてコミッショナーに苦情を申し立てることが制度的に認められている。

プライバシーコミッショナーは、プライバシー法第 40 条第 2 項の規定に基づき、自主調査権限 (Own Motion Investigation:OMIs) を行使することができる。

連邦プライバシーコミッショナーの権限は、連邦プライバシー法に基づいて行使される ことはもとより、個別の法律に基づいて発動される権限もある。

具体的な権限発動にあたっての根拠法は、1997年連邦電気通信法、1953年連邦医療法、1990年データ・マッチング(支援及び税)・プログラム法、1914年連邦政府に対する犯罪に関する法律等に基づいて、様々な規制権限を行使する仕組みとなっている。

例えば、連邦電気通信法には、電気通信事業者等における個人情報の取扱いに関する規 定が置かれているが、連邦プライバシー・コミッショナーは、本法第31編第5章に基づい て法令遵守状況について監督権限を有する。

当該規定に基づいて、電気通信事業者等に対しては、極めて限られた例外を除いて、個人情報開示すべてについて記録を保持することが義務づけられている。同時に、特定の状況下においては法執行機関に開示することも求めている。

## ②オフィスの実態

プライバシー・コミッショナー・オフィスの収支報告は、Financial Management and

Accountability Act 1997 第 49 条に基づいて作成されたものである。収支報告の内容は「年 次報告書<sup>12</sup>」に掲載されている。

年次報告書によると、2007-08 期の予算は、7,640,000 ドル、決算は、8,185,000 ドル。 2008-09 期の予算は、7,318,000 ドルとなっている。

同じく年次報告書によると、2007-08期のスタッフ数は 62名となっている。年にその 1 割が人事異動となる。なお、2006年 6月 20日の時点におけるスタッフの数は合計で 69名となっている。

スタッフの雇用は、1999年の公共サービス法(Public Service Act 1999)第 22 条に基づく雇用となっている。プライバシーコミッショナー事務局は、2006年から 2009年までの期間での協定を締結しており、その期間の満了は 2009年3月となっている。当該協定はWorkplace Relations Act 1996の第 70条に基づく協定である。

【表⑦ 2007-08期 (2008年6月30日まで) 収支報告】

			2008年	2007年
収入の部		-	- 1	1
	歳入			
		政府からの歳入	6899	6486
		商品販売・サービス提供	812	1361
	歳入合計		7711	7847
	収益	•		
		その他の収益	24	24
	収益合計		24	24
	収入の合計		7735	7871
支出の部	·	·		
	支出			
		人件費	5343	4439
		備品費	2807	2350
		減価償却費	30	32
		金融手数料	1	2
		資産の償却	4	10
	支出の合計		8185	6833

単位:1000豪ドル

## ③リソース確保に関する現状と問題点

スタッフには専門的な知識の要求されることから、教育訓練の機会を通じて、下の能力 向上が図られている。とりわけ、情報技術分野における変化がめざましいものがあること から、当該分野における教育が重視されている。情報技術に関する教育訓練は、最新の OS やソフトウェアの機能などが最優先の課題として位置づけられている。

スタッフの教育の実施にあたっては、教育支援ポリシー(Studies Assistance policy)に 基づく支援が実施されており、専門性やキャリア開発のために必要な教育が実施されてい る。

### (2) 第三者機関の活動状況

#### ①第三者機関の国内での活動状況

プライバシーコミッショナーによる国内における活動状況については、年次報告書<sup>13</sup>においてその内容の概要を以下の9つの項目に分けて紹介している。

- (a) 電話による問い合わせ
- (b) 書面による問い合わせ
- (c) 苦情の申立
- (d) 具体的事例の紹介
- (e) 立法関係活動
- (f) メディア対応
- (g) 講演活動
- (e) 政策決定のアドバイス
- (f) 政府に対する意見表明
  - (a) 電話による問い合わせへの対応は、2007-08 期は 18,059 件で前年度比4%増となっている。
  - (b) 書面による問い合わせへの対応は、2007-08 期は 2,168 件の問い合わせを受けており 前年度から若干減少している。
  - (c) 苦情の申立への対応は、2007-08 期は 1,126 件の苦情が寄せられている。
  - (d) 具体的事例の紹介については、25 件の事例について一般に公表を行っている。ケース・ノートという形で事例を一般に公開する意義は、コミッショナーが具体的な申し立てに対してどのような対応を行っているのか示すことにある。また、プライバシーに関する法令に対するコミッショナーの見解を示す上でも役立っている。

- (e) 立法関係活動については、プライバシーコミッショナーは、「公共の利益に関する決定 (Public Interest Determinations(PID))」を 2 件公表している。それぞれ、医療サービスの提供を受けている者の個人情報を第三者から本人の同意なしに取得する場合に許容される範囲の明示、ならびに、当該方法による個人情報の取得が NPP10 に反しないことを確認するものである。
- (f) メディアからの問い合わせは、2007-08 期は 190 件の問い合わせが寄せられた、前年 度比 44%の増加である。
- (g) 講演活動については、2007-08 期は 45 回の講演活動を行った。講演の内容はプライバシー問題の普及啓発に関するものである。
- (e) 政策決定のアドバイスについては、115 の重要な政策課題に対するアドバイスを行った。件数については前年度よりも減少しているが、その理由は、ALRC 報告書の公刊によるところが大きい。具体的な政策アドバイスは、政府機関や担当部門、特定の提案を行う民間組織などに対して実施されている。なお、公的な政策アドバイスについては、以下の政府に対する意見表明の通りである。
- (f) 政府に対する意見表明は、以下の 17 の文書を政府機関及び議会に提出し、立法過程 における政策決定の判断資料として用いられている。

意見書の内容	提出先
オーストラリアの医療システムに係る原	国家医療及び病院改革委員会
則案14	
立法文書改革法15	立法文書改革委員会
安全保障上の観点からの化学薬品の管理	危険物質管理委員会
に関する報告16	
2008年の電気通信改正法 (通信傍受	上院の立法及び憲法問題委員会
及びアクセス) 17	
患者の権利憲章草案18	ヘルスケアの安全及び質の向上に関する委員会
消費者保護政策の枠組みに関する見直し	生産性委員会
1 9	
自動車用番号識別技術の検討20	クイーンズランド州議会旅行安全委員会
ALRC 報告書への提案 <sup>2</sup> 1	提案書第 72 号
迷惑 FAX(ファックス・スパム)に関	通信情報技術文化省
する論点整理22	
プライバシー侵害に関する調査23	ニューサウスウェールズ州法改正委員会
オーストラリア首都特別地域裁判所組織	オーストラリア首都特別地域司法省
の検討24	

2007 年社会保障法案改正に関する意見	オーストラリア政府アクセスカード局
書(サービス提供範囲の拡大)25	
統合公的番号データベース情報の運送サ	通信情報技術文化省
ービスにおける利用26	
北部特別地区における国家緊急対応に関	上院の法律及び憲法常任委員会
する 2007 年の法律案27	
オーストラリア社会に対する重要犯罪及	オーストラリア犯罪委員会議会合同委員会
び組織犯罪の将来的影響に関する研究	
2 8	
2007 年の通信法改正案(情報共有及び	上院の環境通信情報技術及び文化委員会
データ配信) 29	
2008 年の電気通信改正法(通信傍受及	上院の立法及び憲法問題委員会
びアクセス) 30	

## ②第三者機関の国際的な活動状況

2004年にAPECプライバシー・フレームワークがAPEC首脳により採択されたことを受けて、オーストラリアではプライバシー・コミッショナーが対応している。

2007年9月に、APECパスファインダーの実施が決まり、国境を越えて流通する個人情報の取扱いについて具体的な検討がなされることになった。パスファインダーは、9つの基本プロジェクトから構成されるが、そのうちの以下の3つについてはオーストラリアのプライバシー・コミッショナーが主導的役割を果たしている。

- ・制度の実施にあたって責任を有する組織の指導(プライバシー・コミッショナーやトラストマーク等)
- ・プライバシー保護の実施にあたっての越境協力の枠組み
- ・APEC のプライバシー保護を目的とする執行機関が利用する越境して寄せられる苦情 申立への対応フォーム

2008年度には、プライバシー・コミッショナーはこれら3つのプロジェクトの実施に必要な草案を作成し、ワーキンググループにおける具体的検討を実施している。

OECD との関係においては、OECD の情報セキュリティ及びプライバシー保護に関する作業部会(WPISP)に関わっている。

また、アジア地域においては、アジア・パシフィック・プライバシー関係機関(APPA)フォーラムのメンバーとなっている。なお、当該フォーラムの構成は、オーストラリア(ニューサウスウェールズ、ヴィクトリア、北部準州を含む)、ニュージーランド、香港、大韓民国、及びカナダ(ブリティッシュ・コロンビアを含む)となっている。

## ③教育・啓蒙、普及・広報活動等の現状

普及啓発等を目的とした取り組みは、(a)オーストラリア・プライバシー賞及びオーストラリア・プライバシー・メダル、(b)プライバシー普及週間、(c)ウェブサイト及びニューズレター、(d)講演活動による取り組みが行われている。

(a) オーストラリア・プライバシー賞(Australian Privacy Awards)及びオーストラリア・プライバシー・メダル(Australian Privacy Medal)は、2008年4月9日に創設された賞である。

この賞は、プライバシー法の施行 20 周年を記念して創設されたものである。民間 企業や行政機関、そして個人に対して、プライバシー保護への積極的な取り組みを推進することを目的として実施されるものである。

2008年度の受賞者は2008年8月27日に発表31され、受賞者は以下の通りである。

オーストラリア・プラ	イバシー・	メダル	
受賞者	マイケル・	キルビー判事(The Hon Justice Michael Kirby AC	
	CMG)		
オーストラリア・プラ	イバシー賞		
Grand Award winner		メディケア・オーストラリア(Medicare Australia)	
Large Business Awar	d Winner	テルストラ社(Telstra Corporation)	
Large Business Awar	d Highly	ソニー・オーストラリア(Sony Australia)	
Commended			
Microsoft Small-Medi	um	データ・ソリューションズ・オーストラリア (Data	
Business Award Winner Solutions Australia)		Solutions Australia)	
Microsoft Small-Medi	um	スチューデントネット(StudentNet)	
Business Award High	ly		
Commended			
Community & NGO A	Award	オーストラリア歯科医師協会 NSW 部(Australian	
Winner		Dental Association NSW Branch)	
Community & NGO A	Award	オーストラリア・プライバシー財団(Australian	
Highly Commended		Privacy Foundation)	
Symantec Governmen	nt Award	児童支援局(Child Support Agency)	
Winner			
Symantec Governmen	nt Award	キングストン市評議会(Kingston City Council)	
Highly Commended			

(b) プライバシー普及週間は、プライバシー保護に関する活動の普及啓発のために、「プライバシー普及週間 (Privacy Awareness Week) (通称「PAW」という。) <sup>32</sup>」として 開催している。

第1回 PAW は、2006年に開催され、第2回 PAW は、2007年9月1日から8月26日、第3回 PAW は、2008年8月24日から30日、そして、第4回 PAW は、2009年5月3日から9日の期間で開催される予定である。

(c) ウェブサイトは、プライバシー・コミッショナーのウェブサイト、プライバシー普及週間のウェブサイトなどが開設されている。また、Privacy Matters というニューズレターを発行している。ニューズレターは2006年に開始し、年に4回発行されている。ウェブサイトへのアクセス状況は、年次報告書による以下の表の通りである。

【表⑧ ウェブサイトへのアクセス状況】

	2005–06	2006–07	2007–08	2006-07 から
				2007-08 の変化
セッション	1,411,320	1,953,316	1,995,227	41,911 増
ページ・ビュー	5,937,245	6,183,973	8,425,262	2,241,289 増

(d) 講演活動は、年間で 45 回の講演を実施している。講演内容は、プライバシー関連の問題を中心に、ALRC によるプライバシー保護の見直しに関する議論、マネーロンダリング対策、及びデータ漏えいの通知義務などについて行われている33。

#### ④第三者機関と外部機関等との関係

民間部門との関係については、Australian Privacy Connections Network によりプライバシー保護の専門家との連携を実施している<sup>34</sup>。民間部門との連携にあたっては、フォーラム<sup>35</sup>の開催やワークショップの開催を通じて意見交換を実施している。

連携活動への参加は、プライバシー・コミッショナーのウェブサイトから入力フォームに必要事項を記入するだけで参加することが可能である。なお、個人情報を入力する当該フォームを確認したところ、SSL等の暗号化は実施されていない36。

政府機関との連携については、「政府機関のプライバシー担当官ネットワーク (Australian and ACT governments Privacy Contact Officer) <sup>37</sup>」を構築している。

その他、マネーロンダリング及びテロ対策に伴う外部機関等との共助については、後述のテロ対策の項目を参照されたい。

## (3) 苦情・紛争処理の実態

# ①苦情・紛争処理の概況

年次報告書 $^{38}$ によると、電話による問い合わせは、 $^{2007-08}$  期は  $^{18,059}$  件、 $^{2006-07}$  期は  $^{17,392}$  件 $^{39}$ 、前年度より  $^{4}$  %の増加となっている。

## 【表⑨ 問い合わせ電話の発信元】

個人	15,147 件
医療サービス提供者	380 件
オーストラリア政府	310 件
不動産事業者	293 件
法律、会計、及びマネジメント事業者	231 件
企業及び業界団体	192 件
金融	179 件
州政府	148 件
慈善事業	138件
雇用サービス	113 件

# 【表⑩ 問い合わせ内容】

原則 1 - 取得	1,571 件
原則 2・利用及び公開	2,968 件
原則 3・データ内容	203 件
原則 4・データの安全	576 件
原則 5 - 公開性	127 件
原則 6- アクセス及び訂正	1,152 件
原則 7- 識別性	12 件
原則 8- 匿名性	10 件
原則 9・域外へのデータの流通	74 件
原則 10・センシティブ情報	115 件

# 【表⑪ 民間部門以外の問題】

信用報告 1,014 件
--------------

監視	397 件
データ・マッチング	34 件
IPPs	750 件
犯罪経歴照会	145 件
納税ファイル番号	63 件
プライバシー一般	3,488 件
プライバシーとは無関係	3,207 件

書面による問い合わせについて、電子メール、郵便又はファクスによる問い合わせは、 2007-08 期は 2,168 件、 2006-07 期は 2,182 件 40。 問い合わせ件数は、前年度に比べて若 干の減少となっている。 問い合わせに対する回答は、10 営業日以内に 90%の問い合わせに 対して回答を行っている。

**2007-08** 期の問い合わせについて、10 営業日以内に回答をしたものは、全体の94%を占める。

2007-08 期の苦情申立件数は 1,126 件となっており、2006-07 期の 1,094 件から 3 %の増加となっている。

#### ②具体的ケース

現時点で特筆すべき情報は入手できていない。

## 3. その他の動向

## (1) 新たな課題への取組

## ①新たな技術への対応

オーストラリアの国民 ID カードシステム(Australia Card national identity system)は、結果的に廃止に至っている。計画から廃止に至る経緯については、その計画段階において、前政権は全国民を対象にしたカードではないとの報告を行うなど、実際の計画と一般に公表された事実の乖離があり、2007年に総選挙で政権交代が行われ労働党のケビン・ラッド政権が誕生したことを受けて当該カードの廃止が決定された。

カードの発行計画が議会に提出された段階においても、カードの発行に伴うプライバシー問題については具体的な危険性について言及されず、その後、議会の上院委員会においてその全容が明らかになった段階で問題が明らかになったという背景がある。

問題として指摘された点は、(1)顔写真の登録(National Photograph Register)及び署名登録(Signature Register)の2つの生体情報の利用に関する懸念、(2)多くの情報が登録されることに伴う当初予定していた目的以外での利用(Function Creep)の問題(生体情報から判明するものとして、人種に関する情報(Ethnic Profiling)が可能である点や、他の政府機関との情報の無制限なマッチングが可能であることなど)、(3)カード発行の必要性及びそのメリット(利点)が十分に明らかにされていない点(公表されたカードの発行目的は、社会保障やメディケア等に関する目的での利用あって、例えば、国家の安全保障やテロ対策といった現実に必要とされる目的での利用とは無関係なものであった)などである。

廃止に至った主たる要因は、政府はカードの実際の利用目的を十分に説明していなかった点であるが、当該システム以外にも行政機関が構築を進めている個人情報のデータベースは複数存在する。例えば、指紋を登録したデータベースが利用されていることや、DNAデータベースの構築も進んでいる。指紋データベースに登録される情報は犯罪者の指紋であるが、同じく、National DNAデータベースとして犯罪者の DNA についても登録が進んでおり、州のデータベースが連邦のデータベースと接続されつつある。

政府が行政サービスを提供する際にも、既に登録されている個人情報に加えて、本人確認のために様々な情報を取得している。その1つとして、Center Link(社会保障関係の政府機関)に電話をする時に、声紋認証によって本人確認を行っている例があげられる。

オーストラリアでは、バイオメトリクスの利用は積極的に行われていない。その理由は、バイオメトリクスには以下の2つのリスクが伴うと考えるからである。(1) バイオメトリクスを用いた認証にはリスクが伴う点(生体情報の取扱いは他の情報の取扱いと比較して高度なリスクを伴うおそれがあること、当該情報を取得して保存することについても大き

なリスクを伴うおそれがあること)、(2)必要最低限の情報の取扱い(プライバシー法が 定めるプライバシー原則のうち必要最低限度の取扱いを求める原則との関係において、バ イオメトリクスの利用が当該原則を満たすことができるか疑問があること)である。なお、 プライバシー原則は公的部門と民間部門では異なることから、民間部門と公的部門の原則 を統一する方向で検討がなされている。

### ②公共の安全 (テロリズム) への対応

オーストラリアにおけるテロ対策<sup>4</sup>1は、「2002年のオーストラリア安全保障諜報組織 (テロ対策) 法 (Australian Security Intelligence Organization (Terrorism) Act 2002)」に基づいて実施されている。テロ対策の実施は、「オーストラリア安全保障防諜機関 (The Australian Security Intelligence Organization (ASIO)) <sup>42</sup>」が担当している。

議会への 2007-2008 期年次報告書<sup>43</sup>によると、2007 年度は安全保障目的でのビザの調査活動が 72,688 件、テロ対策のための確認行為が 82,290 件、及び安全保障目的での個人を対象とした調査活動が 21,386 件となっている。

マネーロンダリング及びテロ対策については、「マネーロンダリング及びテロ対策のための金融対策法(Anti-Money Laundering and Counter-Terrorism Financing Act 2006)」に基づいて、「マネーロンダリング及びテロ対策のための金融対策基準(Anti-Money Laundering and Counter-Terrorism Financing Measures)(略称 AML/CTF) 44」が定められている。

マネーロンダリング及びテロ対策との関係における個人情報の取扱いについては、AUSTRAC(Australian Transaction Reports and Analysis Centre)、AGD(Attorney-General's Department)、AIC(Australian Institute of Criminology)、及び ABA(the Australian Bankers'Association)の協力のもと対策を講じている。なお、2009年4月1日及び2日に、シドニーにおいて、これらの組織の共催により、マネーロンダリング及びテロ対策のための金融対策会議が開催される45。

なお、オーストラリアでは、各国が積極的に推進しているテロ対策に先立って、犯罪捜査との関係では DNA のデータベースも活用した先進的な取り組みが進められてきた。

クライムトラック・プロジェクト (CrimTrac) 46である。このプロジェクトは、クライムトラック及び国家 DNA データベース構想として、1998 年9月に計画が開始された。プロジェクトは、オーストラリアの各管轄で運用されているデータベースに記録されている情報の共有を促進することで、法執行機関による犯罪の発見・抑止を支援するものである。個人情報を大規模に収集・共有することは法執行に利点があるが、個人のプライバシーにとっては様々な問題が指摘47されている。

データベースへの犯罪経歴の年間紹介件数は、直近のデータである 2006 年度は年間 230 万件となっており、これは、前年度の 170 万件から 35%増加したという統計48が公表され

ている。

#### (2) プライバシー保護団体の動向や見解

#### ①プライバシー保護団体の動向や見解

オーストラリアには、複数のプライバシー保護団体が存在する。

Electronic Frontiers Australia<sup>49</sup>は、インターネット利用者の自由と権利を保障する活動を実施することを目的に、1994年1月に設立された非営利団体である。

The Australian Privacy Foundation 50 は、1987 年 6 月 28 日にオーストラリアの国民 ID カードシステムに反対することを目的に設置された NGO である。団体の活動は、個人の健康記録、電子メールやインターネットの利用とプライバシーの問題など、プライバシーに関する諸問題を幅広く扱い検討を行っている。

オーストラリア国民のプライバシー権の保護に最も貢献している団体と評価されており、 オーストラリア国民の自由やプライバシーへの脅威になると考えられる問題を一般に提起 することを主たる活動内容としており、自らに関する個人情報の管理や不当な侵害からの 自由を確保するために様々な活動を行っている。

消費者団体、市民団体、専門家団体、及びプライバシー問題を扱う特定の団体とも共同で活動を行っている。また、必要に応じて政府機関との協調や支援も行っているが、あくまで独立した立場において政府機関における取り組みがプライバシー保護に与える影響を批判的立場から監視している。

プライバシー・インターナショナルにも加盟しており、世界規模でのプライバシー保護 に関するネットワークを築いている。

団体が現在行っているプライバシー関連の課題として、喫緊の課題となっているものは、

(1) オーストラリア国民のプライバシー保護を実効性あるものにするために、プライバシー法の民間部門を対象とする規定の改正を実現すること、(2) 業界団体におけるプライバシー保護に関するガイドラインの制定を進めること、(3) バイオメトリクスを含む新たな技術開発に伴うプライバシーに対するリスクの検討を実施すること、(4) インターネット上における個人のプライバシー保護に必要な取り組みを行うために国際的な取り組みに協調した対応を行うこと等である。

#### ②プライバシー関連諸問題についての世論の動向

オーストラリアでは、プライバシー保護に関する世論調査51が行われている。2007年8月に公開されたものが最新の調査結果である。

調査は、電話調査によるインタビュー形式で行われ、対象者はオーストラリアの市民 1503 人となっている、質問項目は 47 の項目となっており、以下の領域をカバーする内容となっている。

個人情報の提供に関する意識
個人情報取り扱う組織の信頼の度合い
プライバシー法及びプライバシーコミッショナーの認知度
企業及び政府による個人情報の取扱い
健康情報とプライバシー
従業員のプライバシー
インターネット
ID の盗用
CCTVカメラ

<sup>1</sup>民間部門を対象にした法改正の詳細については、See Paul Kelly, Recent Developments In Private Sector Personal Data Protection In Australia: Will There Be An Upside Down Under?, 19 J. Marshall J. Computer & Info. L. 71 (2000), Matthew Kohel, Note: The Privacy Amendment (Private Sector) Bill 2000: The Australian Government's Substandard Attempt To Allay Privacy Concerns And Regulate Internet Privacy In The Private Sector, 27 Brooklyn J. Int'l L. 703 (2002) Alexandra T. McKay, Comment: The Private Sector Amendment To Australia' S Privacy Act: A First Step On The Road To Privacy, 14 Pac. Rim L. & Pol'y 223 (2005). 法改正の議論の過程については、See Matthew Kohel, NOTE: The Privacy Amendment (Private Sector) Bill 2000: The Australian Government's Substandard Attempt To Allay Privacy Concerns And Regulate Internet Privacy In The Private Sector, 27 Brooklyn J. Int'l L. 703 (2002).

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> Peter Ford, International Privacy - some myths exposed <a href="http://www.openforum.com">http://www.openforum.com</a>. au/content/international-privacy-some-myths-exposed>.

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> Australian Law Reform Commission, For Your Information: Australian Privacy Law and Practice, ALRC Report 108, 2008, <a href="http://www.austlii.edu.au/au/other/alrc/publications/reports/108/">http://www.austlii.edu.au/au/other/alrc/publications/reports/108/</a>>. (以下、「ALRC 報告書」という。)

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup>ALRC 報告書 306 頁。

 $<sup>^5</sup>$  Australian Bureau of Statistics, 1321.0 - Small Business in Australia 2001 - Latest ISSUE Released at 11:30 AM (CANBERRA TIME) 2002/10/23 <a href="http://www.abs.gov.au/Ausstats/abs@.nsf/0/97452F3932F44031CA256C5B00027F19?Open>">http://www.abs.gov.au/Ausstats/abs@.nsf/0/97452F3932F44031CA256C5B00027F19?Open>">http://www.abs.gov.au/Ausstats/abs@.nsf/0/97452F3932F44031CA256C5B00027F19?Open>">http://www.abs.gov.au/Ausstats/abs@.nsf/0/97452F3932F44031CA256C5B00027F19?Open>">http://www.abs.gov.au/Ausstats/abs@.nsf/0/97452F3932F44031CA256C5B00027F19?Open>">http://www.abs.gov.au/Ausstats/abs@.nsf/0/97452F3932F44031CA256C5B00027F19?Open>">http://www.abs.gov.au/Ausstats/abs@.nsf/0/97452F3932F44031CA256C5B00027F19?Open>">http://www.abs.gov.au/Ausstats/abs@.nsf/0/97452F3932F44031CA256C5B00027F19?Open>">http://www.abs.gov.au/Ausstats/abs@.nsf/0/97452F3932F44031CA256C5B00027F19?Open>">http://www.abs.gov.au/Ausstats/abs@.nsf/0/97452F3932F44031CA256C5B00027F19?Open>">http://www.abs.gov.au/Ausstats/abs@.nsf/0/97452F3932F44031CA256C5B00027F19?Open>">http://www.abs.gov.au/Ausstats/abs@.nsf/0/97452F3932F44031CA256C5B00027F19?Open>">http://www.abs.gov.au/Ausstats/abs@.nsf/0/97452F3932F44031CA256C5B00027F19?Open>">http://www.abs.gov.au/Ausstats/abs@.nsf/0/97452F3932F44031CA256C5B00027F19?Open>">http://www.abs.gov.au/Ausstats/abs@.nsf/0/97452F3932F44031CA256C5B00027F19?Open>">http://www.abs.gov.au/Ausstats/abs@.nsf/0/97452F3932F44031CA256C5B00027F19?Open>">http://www.abs.gov.au/Ausstats/abs@.nsf/0/97452F3932F44031CA256C5B00027F19?Open>">http://www.abs.gov.au/Ausstats/abs@.nsf/0/Ausstats/abs@.nsf/0/Ausstats/abs@.nsf/0/Ausstats/abs@.nsf/0/Ausstats/abs@.nsf/0/Ausstats/abs@.nsf/0/Ausstats/abs@.nsf/0/Ausstats/abs@.nsf/0/Ausstats/abs@.nsf/0/Ausstats/abs@.nsf/0/Ausstats/abs@.nsf/0/Ausstats/abs@.nsf/0/Ausstats/abs@.nsf/0/Ausstats/abs@.nsf/0/Ausstats/abs@.nsf/0/Ausstats/abs@.nsf/0/Ausstats/abs@.nsf/0/Ausstats/abs@.nsf/0/Ausstats/abs@.nsf/0/Ausstats/abs@.nsf/0/Ausstats/abs@.nsf/0/Ausstats/abs@.nsf/0/Ausstats/abs@.nsf/0/Ausstats/abs@.nsf

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> Office of the Federal Privacy Commissioner, Privacy and Personal Information That is Publicly Available, Information Sheet 17 (2003); Office of the Federal Privacy Commissioner, Guidelines for Federal and ACT Government Websites (2003) <a href="https://www.privacy.gov.au/internet/web/">www.privacy.gov.au/internet/web/</a> at 1 May 2008.

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup>ALRC 報告書 709 頁。

<sup>8</sup> EU 指令の定める「第三国」とは、EU 加盟国及び EU との間で協定を結んでいない国をいうが、第三国の範囲及び十分性の基準の適合判断を受けた第三国については、新保史生「個人情報保護をめぐる海外の動向」標準化と品質管理 Vol.57 No.10 (2004) (PP.23-30)

を参照。

- 9 オーストラリアにおける労働者の個人情報の開示に関する問題については、Anna Chapman & Joo-Cheong Tham, *The Legal Regulation Of Information In Australian Labor Markets: Disclosure To Employers Of Information About Employees*, 21 Comp. Lab. L. & Pol'y J. 613 (2000)において詳細な指摘がなされている。
- 10法改正をアメリカ及び EU の制度と比較して論じたものとして、see David Lindsay, An Exploration Of The Conceptual Basis Of Privacy And The Implications For The Future Of Australian Privacy Law, 29 Melbourne U. L.R. 131 (2005).
- <sup>1</sup> The Office of the Privacy Commissioner, About the Office of the Privacy Commissioner <a href="http://www.privacy.gov.au/about/index.html">http://www.privacy.gov.au/about/index.html</a>>.
- <sup>1 2</sup> 2007-08 Annual Report of the Office of the Privacy Commissioner, <a href="http://www.privacy.gov.au/publications/08annrep.html">http://www.privacy.gov.au/publications/08annrep.html</a> (27 Oct 2008).
- <sup>1 3</sup> 2007-08 Annual Report of the Office of the Privacy Commissioner at 6 and 57.
- <sup>1 4</sup> Consultation on the Draft Principles for Australia's Health System; National Health and Hospitals Reform Commission (May 2008).
- <sup>1 5</sup> Review of the Legislative Instruments Act (2003); Legislative Instruments Act Review Committee (May 2008).
- <sup>16</sup> Draft Report on the Control of Chemicals of Security Concern; COAG Review of Hazardous Materials Steering Committee (April 2008).
- <sup>17</sup> Telecommunications (Interception and Access) Amendment Bill 2008; Senate Legal and Constitutional Affairs Committee (April 2008).
- <sup>18</sup> Consultation Paper for the Draft National Patient Charter of Rights; Australian Commission on Safety and Quality in Health Care (March2008).
- <sup>19</sup> Review of Australia's Consumer Policy Framework, Draft Report; Productivity Commission (February 2008).
- $^{2\ 0}$  Issues Paper No.12 . Inquiry into Automatic Number Plate Recognition Technology; Queensland Parliamentary Travelsafe Committee (February 2008).
- <sup>2</sup> Submission to the Australian Law Reform Commission's Review of Privacy . Discussion Paper 72 (December 2007).
- <sup>2</sup> Discussion Paper: Unsolicited Commercial Faxes or 'Fax Spam'; Department of Communications, Information Technology and the Arts (September 2007).
- <sup>2 3</sup> Consultation Paper 1 . Invasion of Privacy; NSW Law Reform Commission (September 2007).
- <sup>2 4</sup> Discussion Paper: Options for Reform of the Structure of ACT Tribunals; ACT Department of Judtice and Community Safety (September 2007).
- <sup>2 5</sup> Consultation on the second exposure draft of the Human Services (Enhanced Service Delivery) Bill 2007; Australian Government Office of the Access Card (August 2007).
- <sup>2</sup> <sup>6</sup> Discussion Paper: Use of Integrated Public Number Database information to provide Location Dependent Carriage Services; Department of Communications, Information Technology and the Arts (August 2007).
- <sup>2 7</sup> Inquiry into the Northern Territory National Emergency Response Bill 2007 & Related Bills; Senate Standing Committee on Legal and Constitutional Affairs (August 2007).
- <sup>28</sup> Inquiry into 'Future impact of serious and organised crime on Australian society'; Parliamentary Joint Committee on the Australian Crime Commission (August 2007).
- <sup>2 9</sup> Communications Legislation Amendment (Information Sharing and Datacasting) Bill 2007; Senate Environment, Communications, Information Technology and the Arts Committee (July 2007).
- <sup>3 0</sup> Telecommunications (Interception and Access) Amendment Bill 2007; Senate Legal

and Constitutional Affairs Committee (July 2007).

- <sup>3 1</sup> Australian Privacy Awards & Australian Privacy Medal 2008<a href="http://www.privacy.gov.au/about/awards/index.html">http://www.privacy.gov.au/about/awards/index.html</a>.
- <sup>3</sup> Privacy Awareness Week<a href="http://www.privacyawarenessweek.org/">http://www.privacyawarenessweek.org/<a>.
- 33過去の実施概要は、Speeches & Presentations 2008<a href="http://privacy.gov.au/news/speeches/index.html">http://privacy.gov.au/news/speeches/index.html<a href="http://privacy.gov.au/news/speeches/index.html">http://privacy.gov.au/news/speeches/index.html</a>
- <sup>3 4</sup> Australian Privacy Connections Network<a href="http://www.privacy.gov.au/business/network/">http://www.privacy.gov.au/business/network/>.
- <sup>35</sup>過去に開催されたフォーラムは、Privacy Connections forum; Sydney, 9 April 2008: Privacy Connections forum; Sydney, 5 July 2007: Privacy Connections forum; Sydney, 23 November 2006 の 3 回。
- <sup>3 6</sup> Privacy Connections<a href="http://www.privacy.gov.au/business/network/form/index.html">http://www.privacy.gov.au/business/network/form/index.html</a>.
- <sup>3 7</sup> Australian and ACT governments Privacy Contact Officer Information <a href="http://www.privacy.gov.au/government/officers/">http://www.privacy.gov.au/government/officers/</a>>.
- $^{3\ 8}$  2007-08 Annual Report of the Office of the Privacy Commissioner, 43, 54 and 55  $^{3\ 9}$  Id at 6.
- 40 Ibid.
- 41アメリカ主導のテロ対策とオーストラリアにおけるテロ対策の取り組みを比較し、サイバーテロ対策を中心にオーストラリアにおけるテロ対策の現状と問題点を解説したものとして、Elizabeth Tutmarc, COMMENT: *The War On Cyberterror: Why Australia Should Examine The U.S. Approach To Critical Infrastructure Protection*, 13 Pac. Rim L. & Pol'y 743 (2004).
- <sup>4 2</sup> The Australian Security Intelligence Organisation (ASIO) <a href="http://www.asio.gov.au/">http://www.asio.gov.au/</a>>.
- <sup>4 3</sup> The Australian Security Intelligence Organisation's (ASIO) Report to Parliament 2007-08<a href="http://www.asio.gov.au/Publications/Content/CurrentAnnualReport/pdf/ASIOAnnualReport0708.pdf">http://www.asio.gov.au/Publications/Content/CurrentAnnualReport/pdf/ASIOAnnualReport0708.pdf</a>.
- 4.4 AML/CTF の詳細については、オーストラリア政府司法省のマネーロンダリング対策を参照されたい。Australian Government Attorney General's Department, Anti-money laundering, <a href="http://www.ag.gov.au/aml">http://www.ag.gov.au/aml</a>>.
- <sup>4 5</sup> Anti-Money Laundering and Counter-Terrorism Financing Conference 2009 <a href="http://www.aic.gov.au/conferences/2009-anti-money\_laundering/">http://www.aic.gov.au/conferences/2009-anti-money\_laundering/</a>>.
- 4 6 CrimTrac<http://www.crimtrac.gov.au/>.
- 47 Combined DNA Index System (CoDIS)の危険性について指摘する見解 (David R. Paoletti, Travis E. Doom, Michael L. Raymer, and Dan E. Krane, Assessing The Implications For Close Relatives In The Event Of Similar But Nonmatching Dna Profiles, 46 Jurimetrics J. 161, 162 (2006)) や、被傭者の犯罪経歴の紹介目的での利用に関する問題 (Bronwyn Naylor, Moira Paterson & Marilyn Pittard, In The Shadow Of A Criminal Record: Proposing A Just Model Of Criminal Record Employment Checks, 32 Melbou rne U.L.R. 171, 196 (2008)) などが指摘されている。
- <sup>48</sup> CrimTrac Agency, Annual Report 2006-07 (2007) at 37, Australian Federal Police, Annual Report 2006-07 (2007) at 106.
- <sup>49</sup> Electronic Frontiers Australia<a href="http://www.efa.org.au/privacy/">http://www.efa.org.au/privacy/>.
- <sup>5</sup> O The Australian Privacy Foundation<a href="http://www.privacy.org.au/">http://www.privacy.org.au/</a>>.
- <sup>5</sup> OFFICE OF THE PRIVACY COMMISSIONER, AUSTRALIA, COMMUNITY ATTITUDES TO PRIVACY 2007<a href="http://www.privacy.gov.au/publications/rcommunity07">http://www.privacy.gov.au/publications/rcommunity07</a>.pdf>.